

## 物件目録（1）

別紙図面並びに下記構成の説明に記載した被告製品（1）に係る原稿圧着板開閉装置。

### [図面の説明]

図面は被告製品（1）を示し、図1は被告製品（1）全体の斜視図、図2は被告製品（1）を複写機へ取り付けた場合の側面図、図3は被告製品（1）の分解斜視図、図4は複写機へ取り付けた被告製品（1）の側断面図、図5は図4のA-A縦断面図、図6～図7は被告製品（1）の使用状態を示す側断面図、図8は被告製品（1）を全開させた状態における正面図、図9は被告製品（1）を閉じた状態において、図8のB-B線断面方向から見た側断面図である。

### [構成の説明]

図面において、

指示記号3のものは、被告製品（1）に係る、原稿圧着板開閉装置を示す。次に、指示記号4のものは取付部材であり、この取付部材4は複写機の装置本体1へ取り付けられる取付ベース4aと、この取付ベース4aの両側より立ち上げた両側板4b、4bと、この両側板4b、4bの各一側部に設けた湾曲凹部4c、4cを有している。

指示記号5のものは支持部材であり、この支持部材5は背板5aとこの背板5aの両側より折り曲げた両側板5b、5bと、頂板5dと、両側板5b、5bより内側へ折り曲げた抱持部5c、5cを有し、両側板5b、5bを取付部材4の両側板4b、4bへヒンジピン6を介して回動可能に連結してある。

指示記号9のものはリフト部材であり、このリフト部材9は、原稿圧着板2を取り付ける背板9aと、この背板9aより折り曲げた両側板9b、9b及び頂板9cを有し、両側板9b、9bを支持部材5の両側板5b、5bの自由端側へ連結ピン（支持ピン）10を介して支持部材5の回動方向とは異なる方向へ回動可能となる

ように軸着してある。

指示記号 1 1 のものは、トーションスプリングであり、連結ピン(支持ピン)1 0 に環巻きされて支持部材 5 とリフト部材 9 の間に弾設されている。

指示記号 1 3 のものは受圧部材であり、取付部材 4 の両側板 4 b、4 b 間に取付ピン 1 3 b を介して取り付けられている。この受圧部材 1 3 はヒンジピン 6 とは異なる位置に取付ピン 1 3 b の外周を覆って受圧ピン部 1 3 a が設けられている。

支持部材 5 の内部には、抱持部 5 c、5 c に抱えられてカム部 7 a を有するカムスライダー（スライダー）7 が摺動可能に収装されており、カムスライダー（スライダー）7 は、その一端側を受圧部材 13 の受圧ピン部 1 3 a に当接させている。

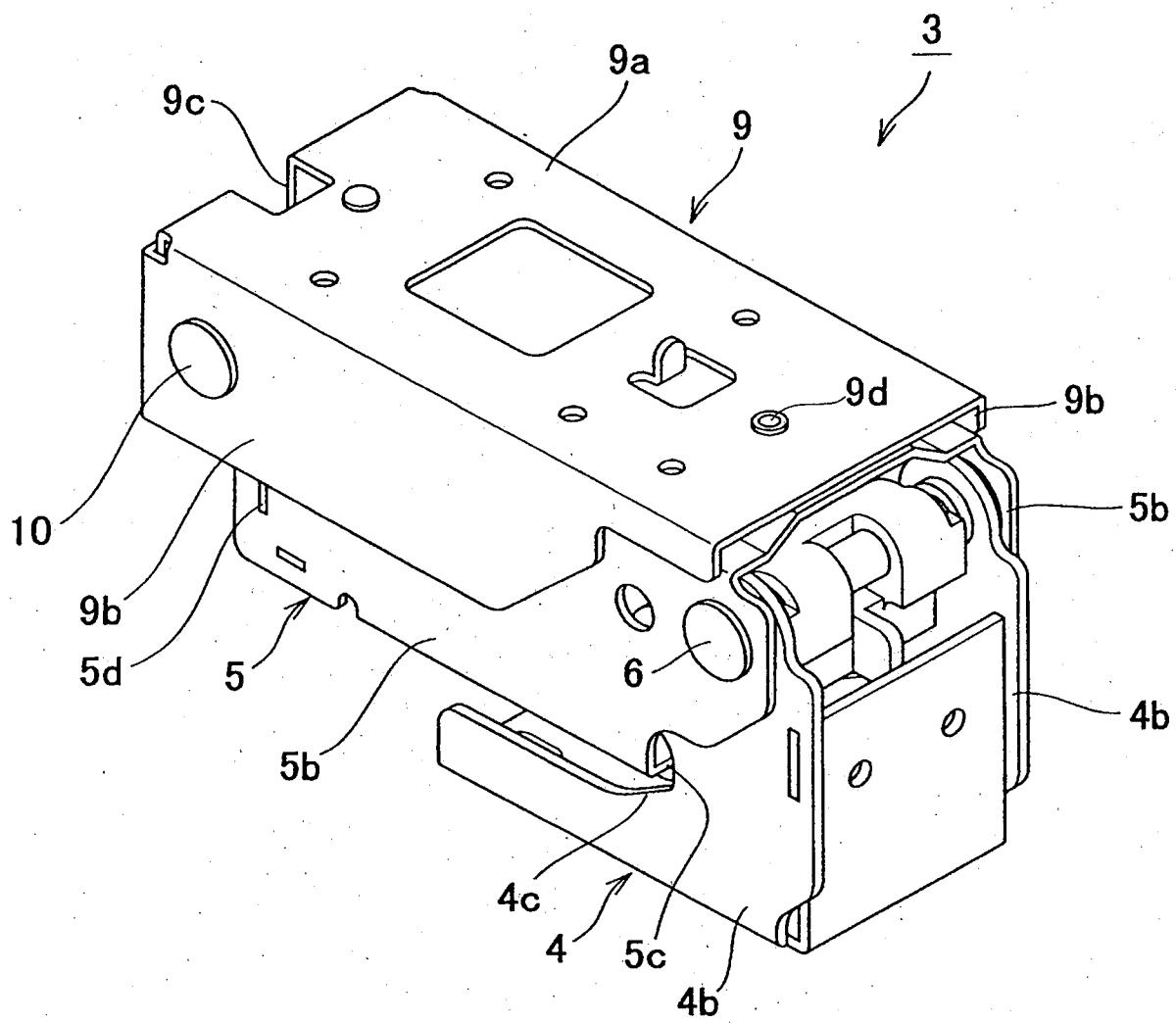
そして、カムスライダー（スライダー）7 と支持部材 5 の自由端側に位置する頂板との間には、支持部材 5 を原稿圧着板 2 の開成方向へ附勢させる 1 本の圧縮コイルスプリング（コイルスプリング）1 2 が弾設されている。

さらに、カムスライダー（スライダー）7 と受圧部材 1 3 の受圧ピン部 1 3 aとの間には、潤滑用グリス 1 5 が塗布されており、指示記号 9 d で示したものは、バーリング加工することによって形成した、ネジ数の多い雌ネジ穴を示す。

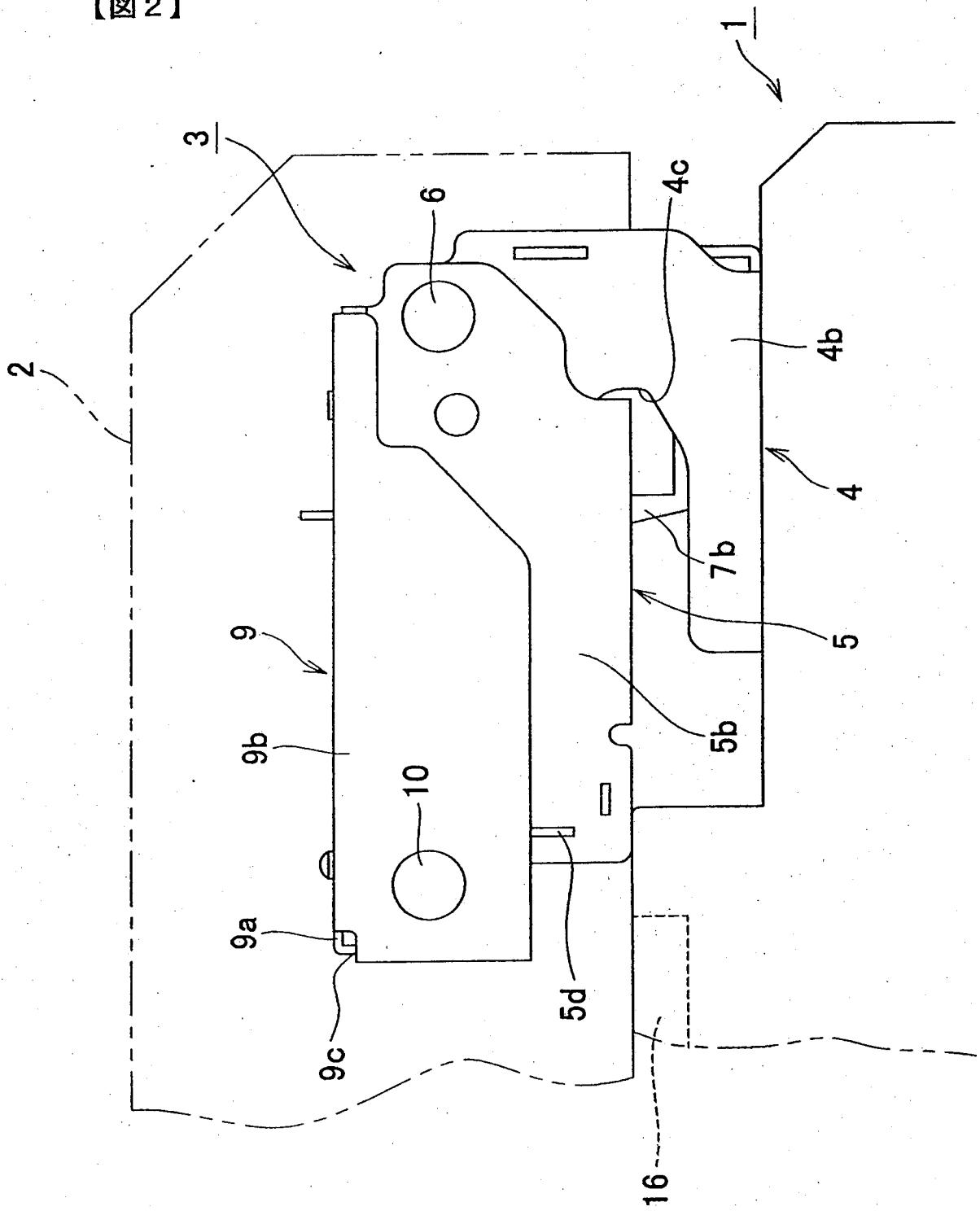
そして、図 2 と図 4 に示したように、原稿圧着板 2 を閉じた時には、支持部材 5 の抱持部 5 c、5 c の受圧ピン部 1 3 a 側が湾曲凹部 4 c、4 c 内へ嵌入し、図 6 に示したように、原稿圧着板 2 を使用角度まで開いた時に受圧ピン部 1 3 a 側がコンタクトガラス 1 6 側へ極力露出しないように構成されている。尚、とくに図 6 において指示記号 1 7 で示したものは原稿（薄物）である。

そして、カムスライダー（スライダー）7 に遮蔽板 7 b が存在しても、とくに図 8 に示したように、受圧ピン部 1 3 a の両側部は遮蔽板 7 b に覆われることなく外部に露出して露出部 1 3 c、1 3 c が存在している。

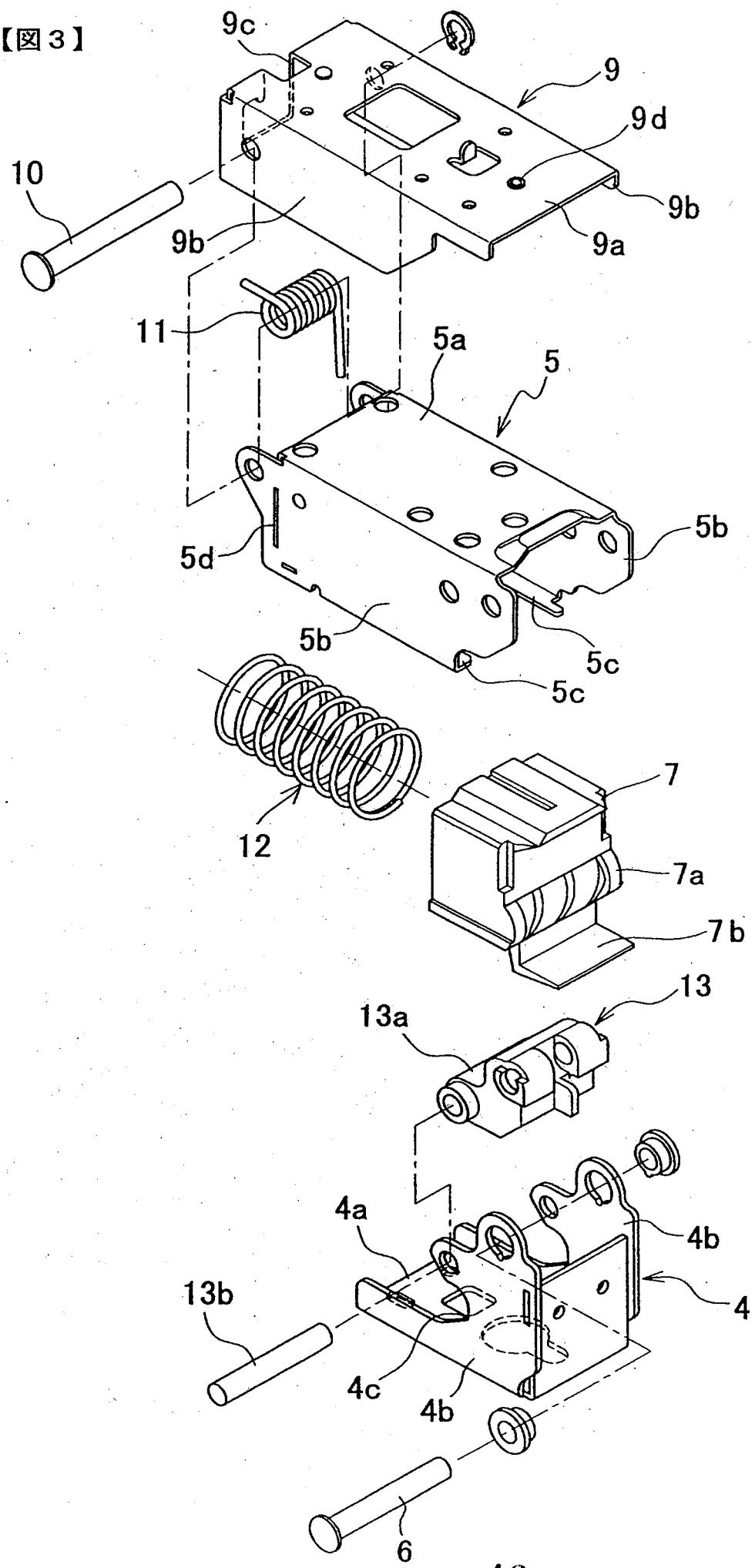
【図1】



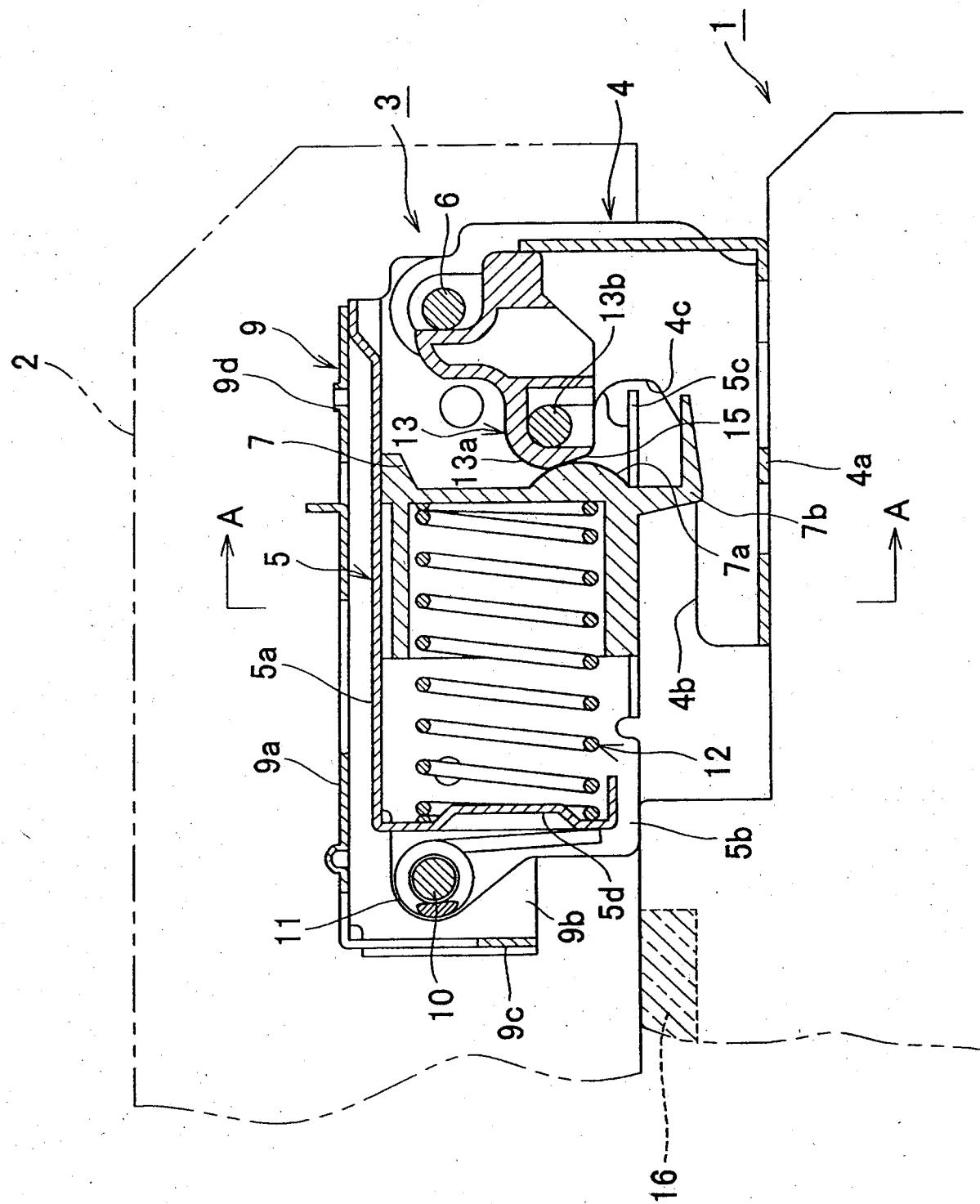
【図2】



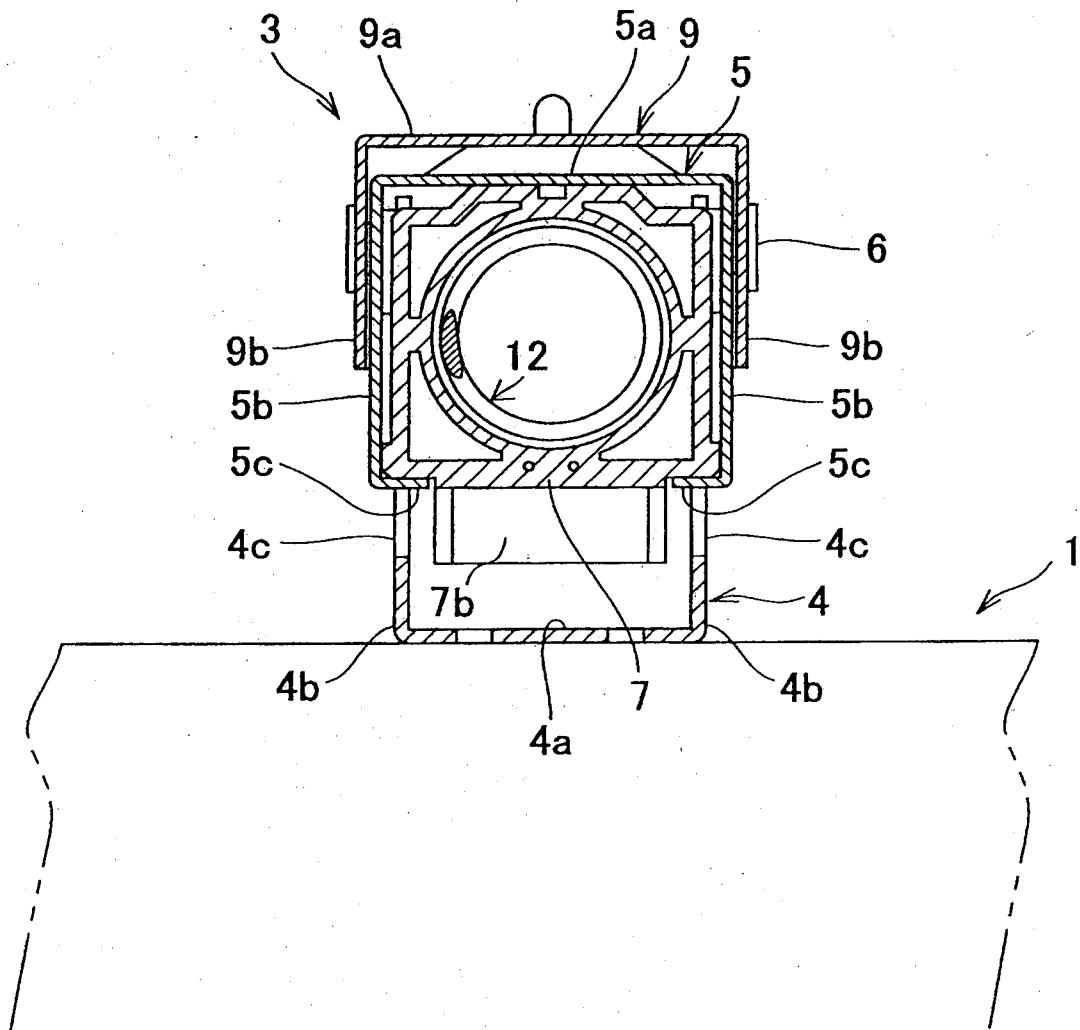
【図3】



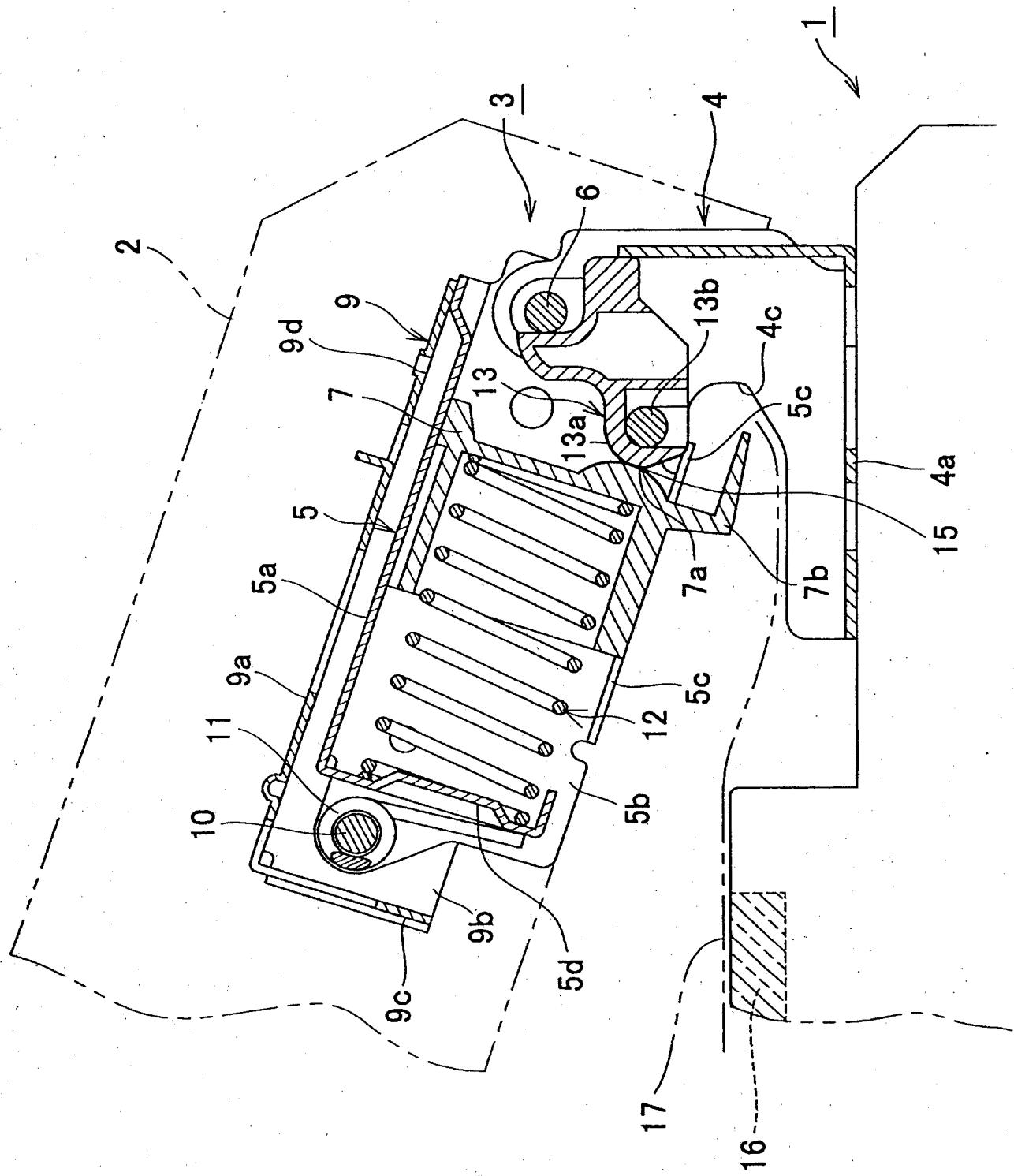
【図4】



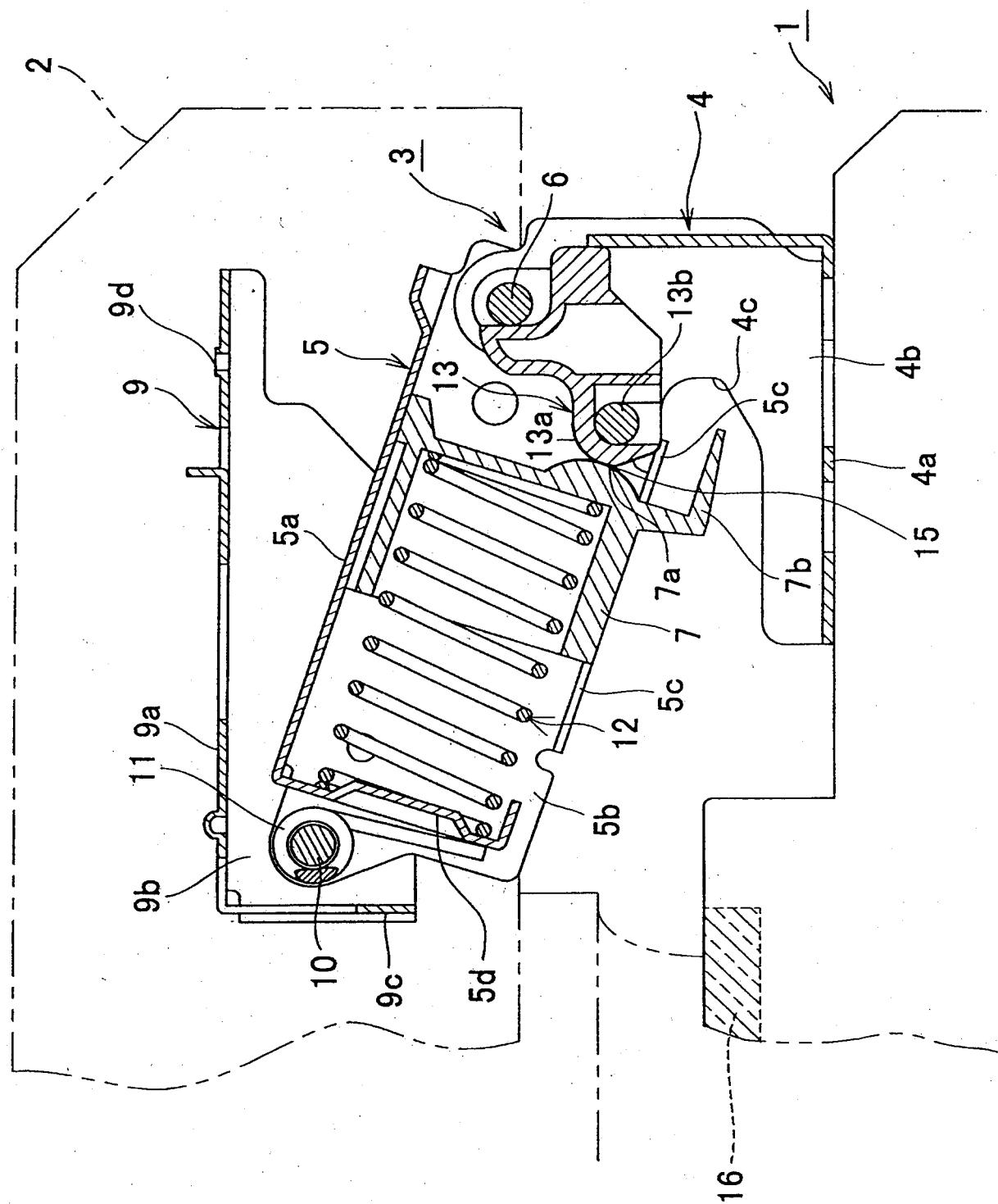
【図5】



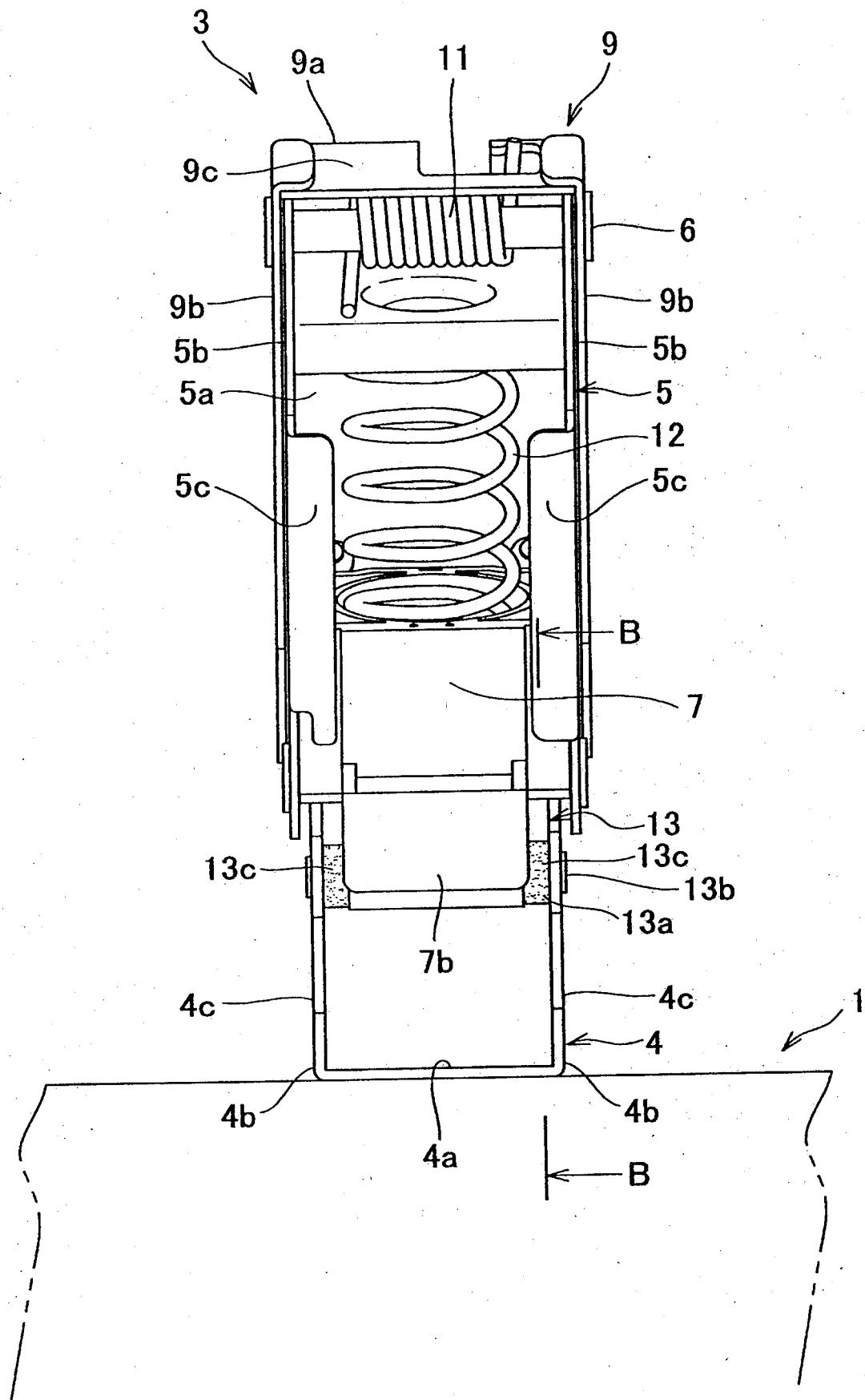
【図6】



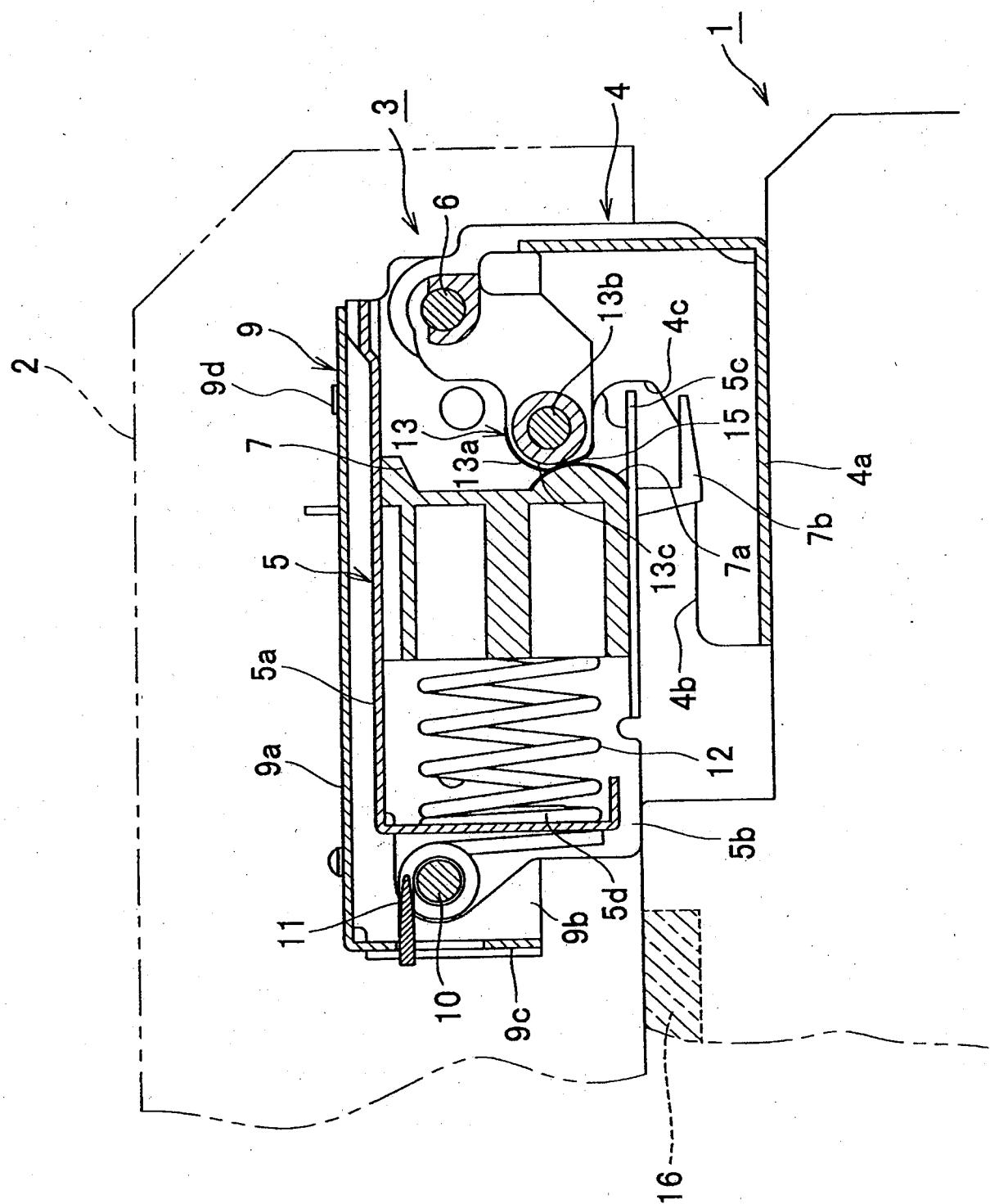
【図7】



【図8】



【図9】



## 物件目録（2）

別紙図面並びに下記構成の説明に記載した被告製品（2）に係る原稿圧着板開閉装置。

### [図面の説明]

図面は被告製品（2）を示し、図1は被告製品（2）全体の斜視図、図2は被告製品（2）を複写機へ取り付けた場合の側面図、図3（イ）は被告製品（2）の分解斜視図、図3（ロ）は取付部材の底面図、図4は複写機へ取り付けた被告製品（2）の側断面図、図5は図4のA-A縦断面図、図6～図7は被告製品（2）の使用状態を示す側断面図、図8は被告製品（2）を全開させた状態における正面図、図9は被告製品（2）を閉じた状態において、図8のB-B線断面方向から見た側断面図である、図10は切欠の作用を説明する説明図である。

### [構成の説明]

図面において、

指示記号3のものは被告製品（2）に係る、原稿圧着板開閉装置を示す。次に、指示記号4のものは取付部材であり、この取付部材4は複写機の装置本体1へ取り付けられる取付ベース4aと、この取付ベース4aの両側より立ち上げた両側板4b、4bと、この両側板4b、4bの各一側部に設けた湾曲凹部4c、4cを有している。

指示記号5のものは支持部材であり、この支持部材5は背板5aと、この背板5aの両側より折り曲げたところの両側板5b、5bと、この両側板5b、5bより内側へ折り曲げた抱持部5c、5cと、両側板5b、5bの自由端側に設けた切欠5d、5dとを有し、両側板5b、5bを取付部材4の両側板4b、4bへヒンジピン6を介して回動可能に連結してある。

指示記号 9 のものはリフト部材であり、このリフト部材 9 は、原稿圧着板 2 を取り付ける背板 9 a と、この背板 9 a より折り曲げた両側板 9 b、9 b 及び頂板 9 c を有し、両側板 9 b、9 b を支持部材 5 の両側板 5 b、5 b の自由端側へ連結ピン（支持ピン）10 を介して支持部材 5 の回動方向とは異なる方向へ回動可能となるように軸着してある。

指示記号 11 のものは作動部材であり、リフト部材 9 の支持部材 5 に対する軸着部側であって、当該リフト部材 9 の回動時に連結ピン（支持ピン）10 を支点に旋回する位置の両側板間へ取付片 11 a を用いて取り付けられている。

指示記号 13 のものは受圧部材であり、取付部材 4 の両側板 4 b、4 b 間に取付ピン 13 b を介して取り付けられている。この受圧部材 13 はヒンジピン 6 とは異なる位置には取付ピン 13 b の外周を覆って受圧ピン部 13 a が設けられている。

支持部材 5 の内部には、抱持部 5 c、5 c に抱えられてカム部 7 a を有するカムスライダー（スライダー）7 とスプリング受けカム部材（スライダー）14 が摺動可能に収装されている。

カムスライダー（スライダー）7 は、その一端側を受圧ピン部 13 a に当接させている。

切欠 5 d、5 d は、支持部材 5 の両側板 5 b、5 b の自由端側に設けられ、リフト部材 9 が連結ピン（支持ピン）10 を支点に回動する時に作動部材 11 の旋回を可能にするものである。

そして、カムスライダー（スライダー）7 とスプリング受けカム部材（スライダー）14との間には、リフト部材 9 を支持部材 5 と重なり合う方向へ回動附勢させつつ、支持部材 5 を原稿圧着板 2 の開成方向へ附勢させる複数の圧縮コイルスプリング（コイルスプリング）12 が弾設されている。

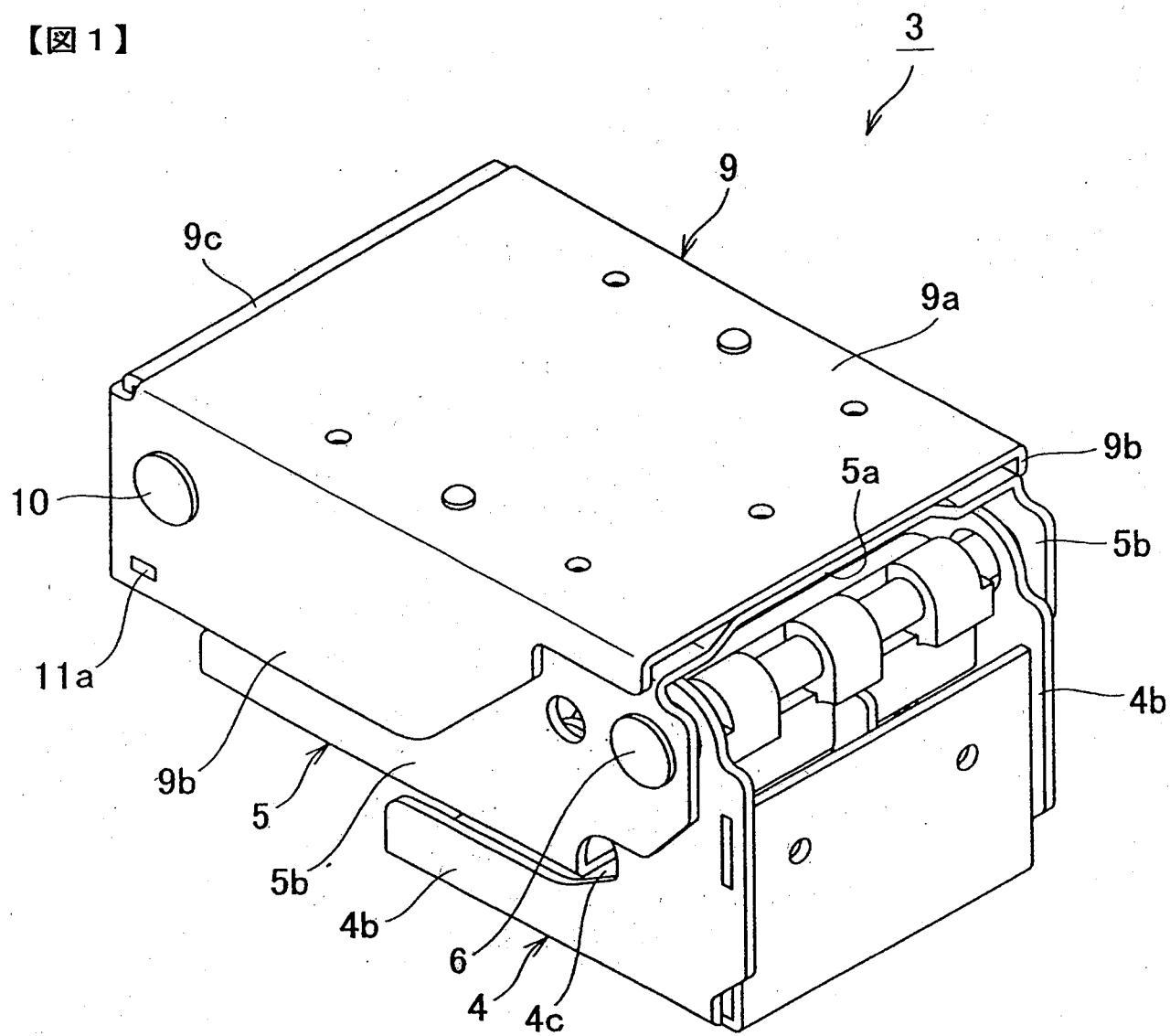
さらに、カムスライダー（スライダー）7 のカム部 7 a 側と受圧部材 13 の受圧ピン部 13 aとの間には、潤滑用グリス 15 が塗布されている。

そして、とくに図 2 と図 4 に示したように、原稿圧着板 2 を閉じた時には、支持

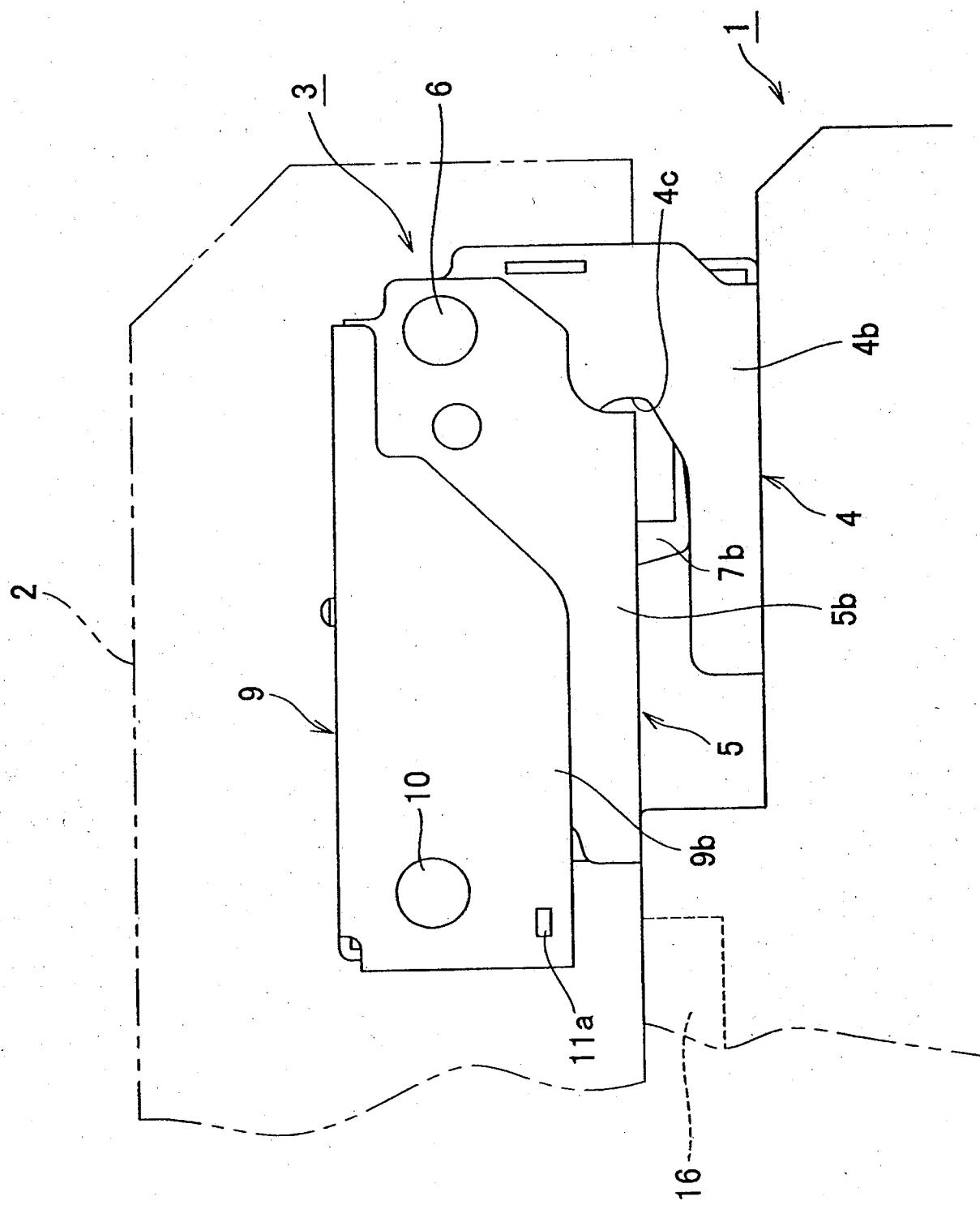
部材5の抱持部5c, 5cの受圧ピン部13a側が湾曲凹部4c, 4c内へ嵌入し、図6に示したように、原稿圧着板2を使用角度まで開いた時に受圧ピン部13a側がコンタクトガラス16側へ極力露出しないように構成されている。尚、とくに図6において指示記号17で示したものは原稿（薄物）である。

そして、カムスライダー（スライダー）7に遮蔽板7bが存在しても、とくに図8に示したように、受圧ピン部13aの両側部は遮蔽板7bに覆われることなく外部に露出して露出部13c、13cが存在している。

【図1】

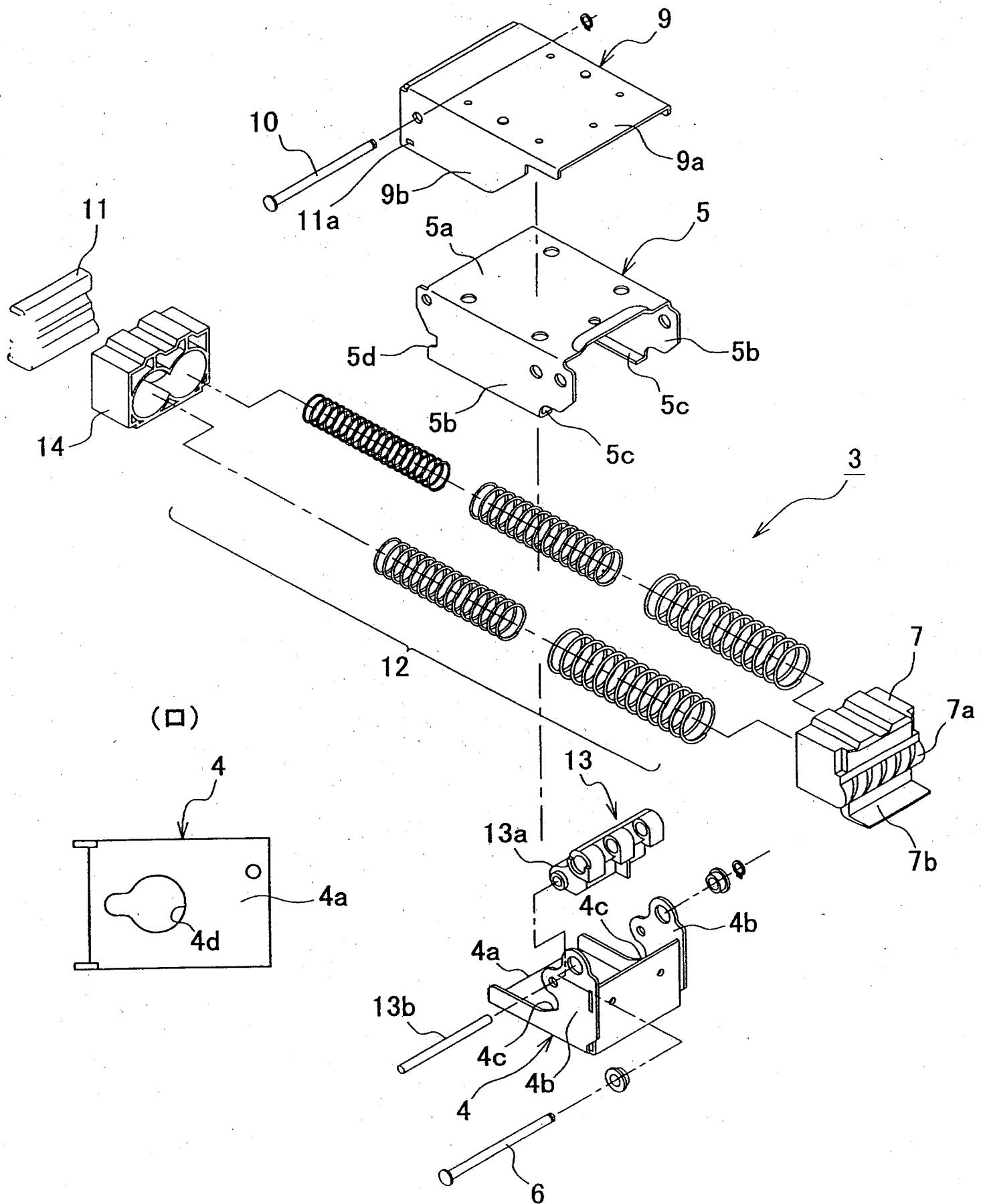


【図2】

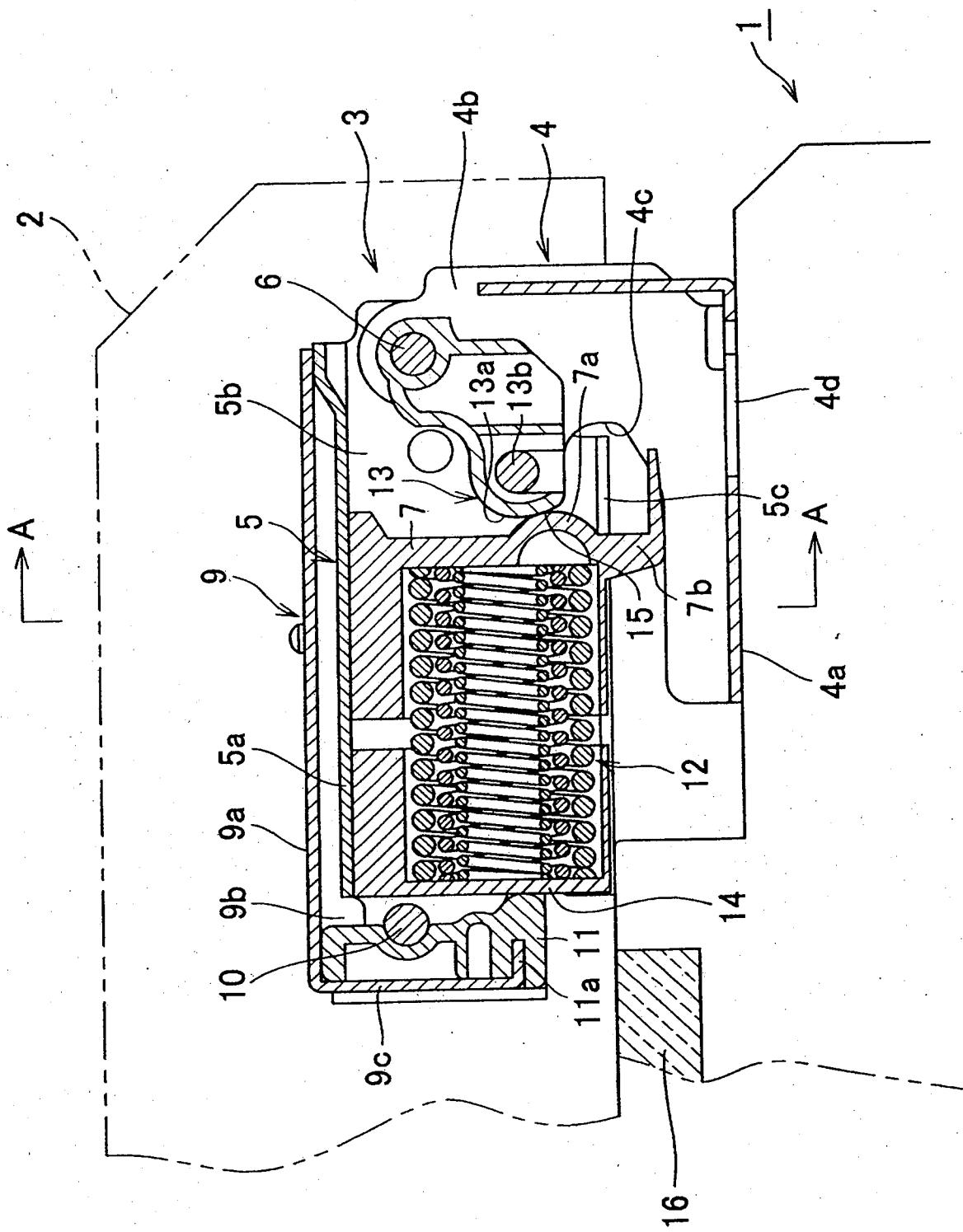


(1)

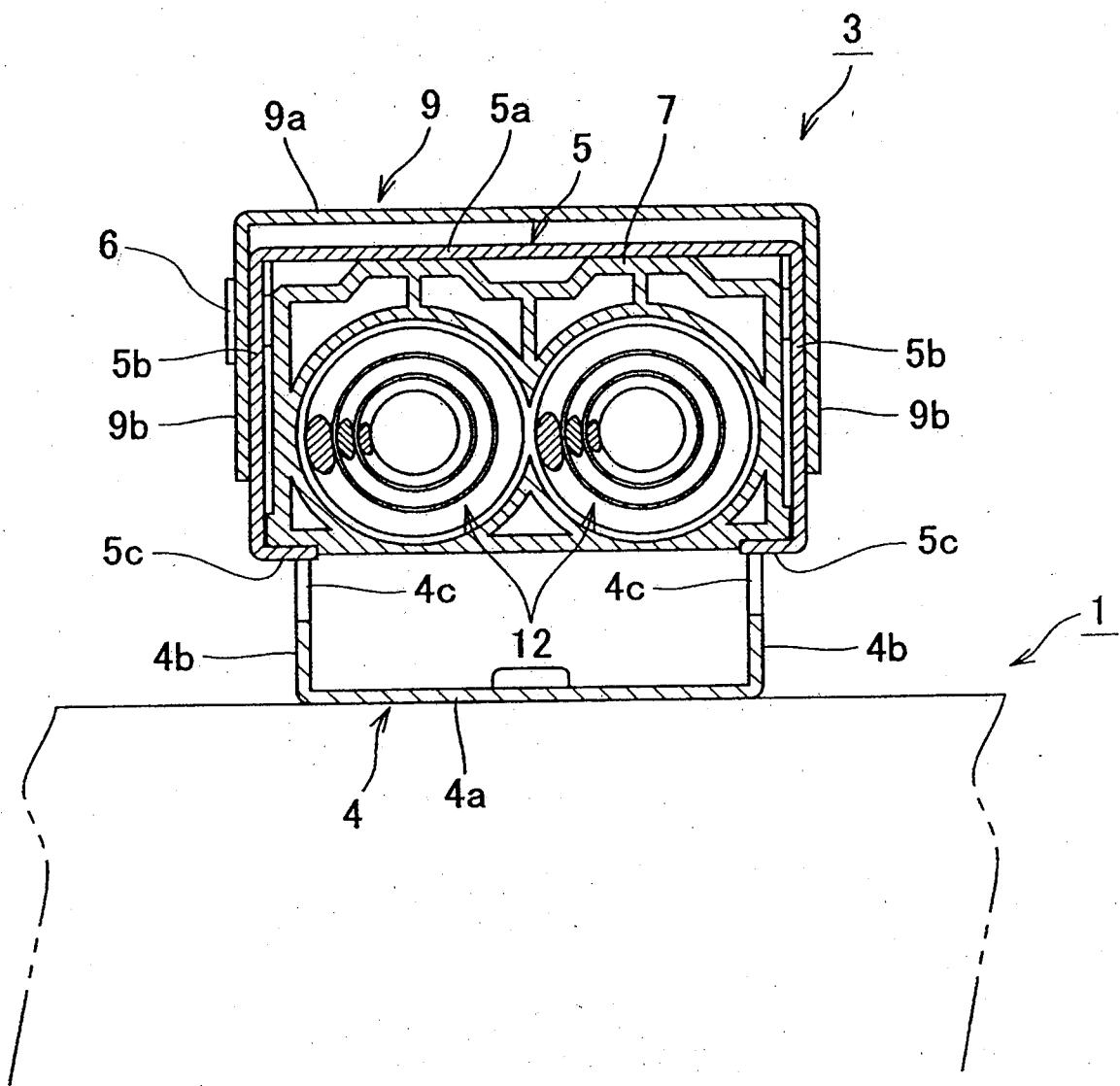
【図3】



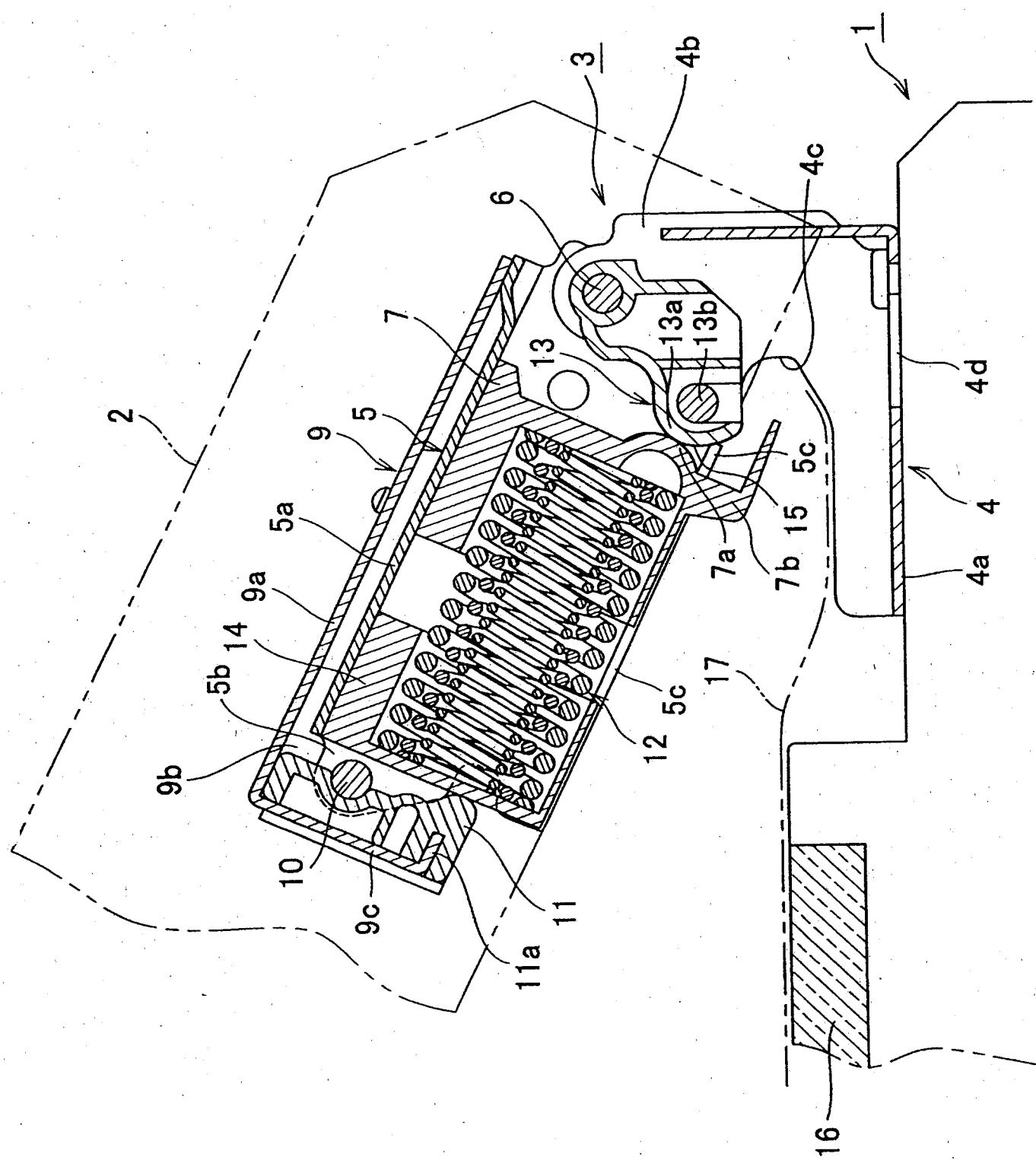
【図4】



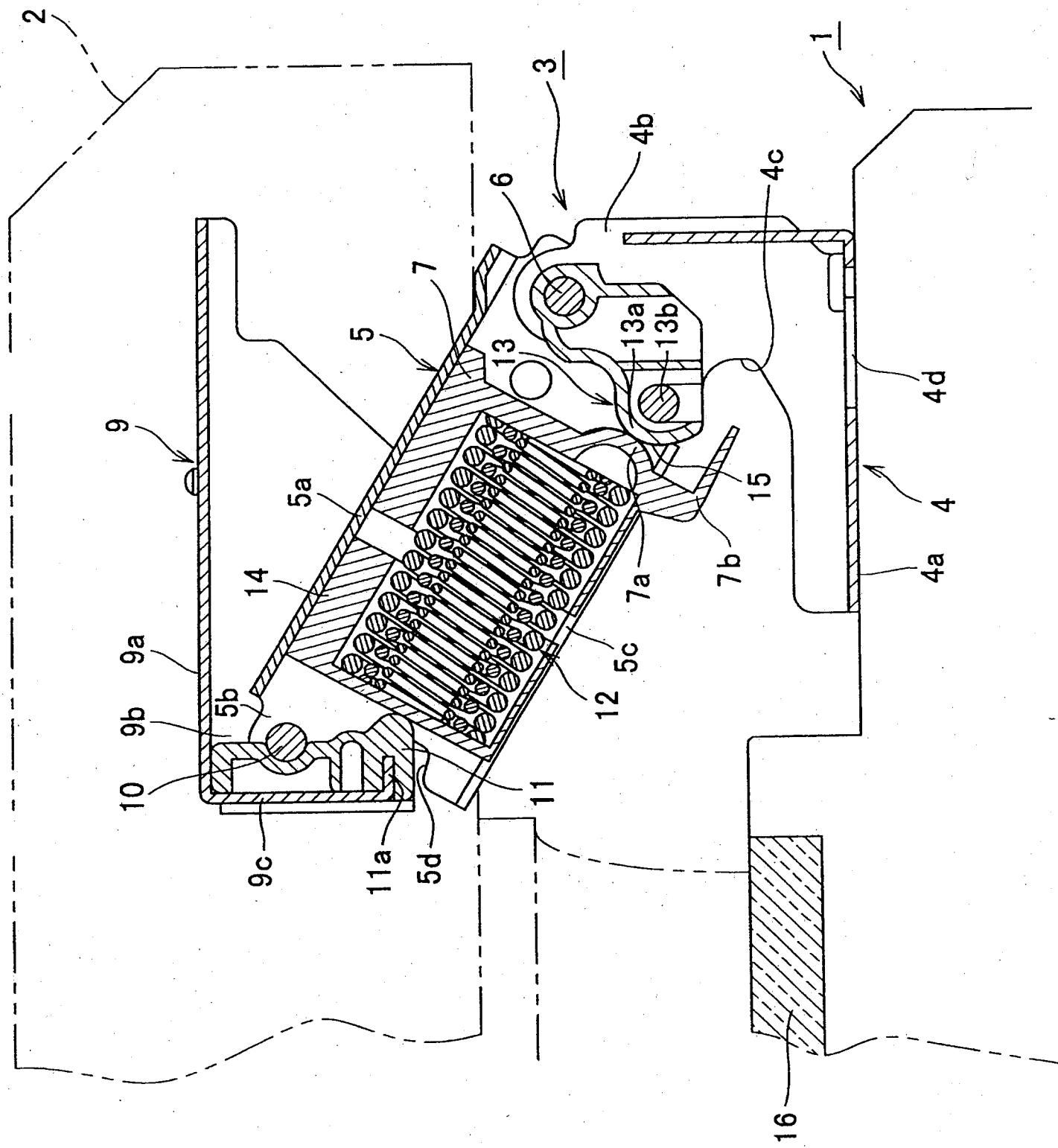
【図5】



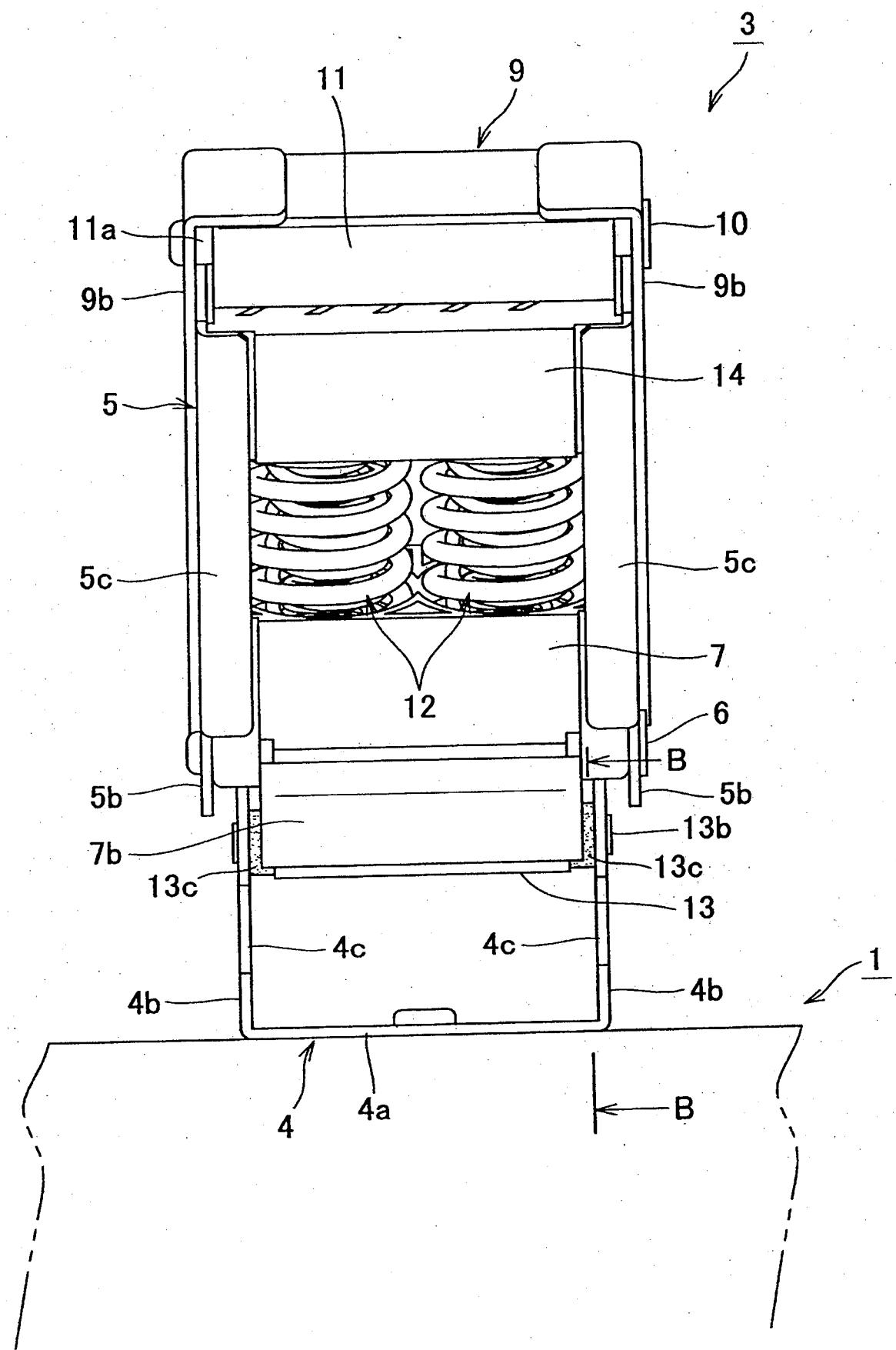
【図6】



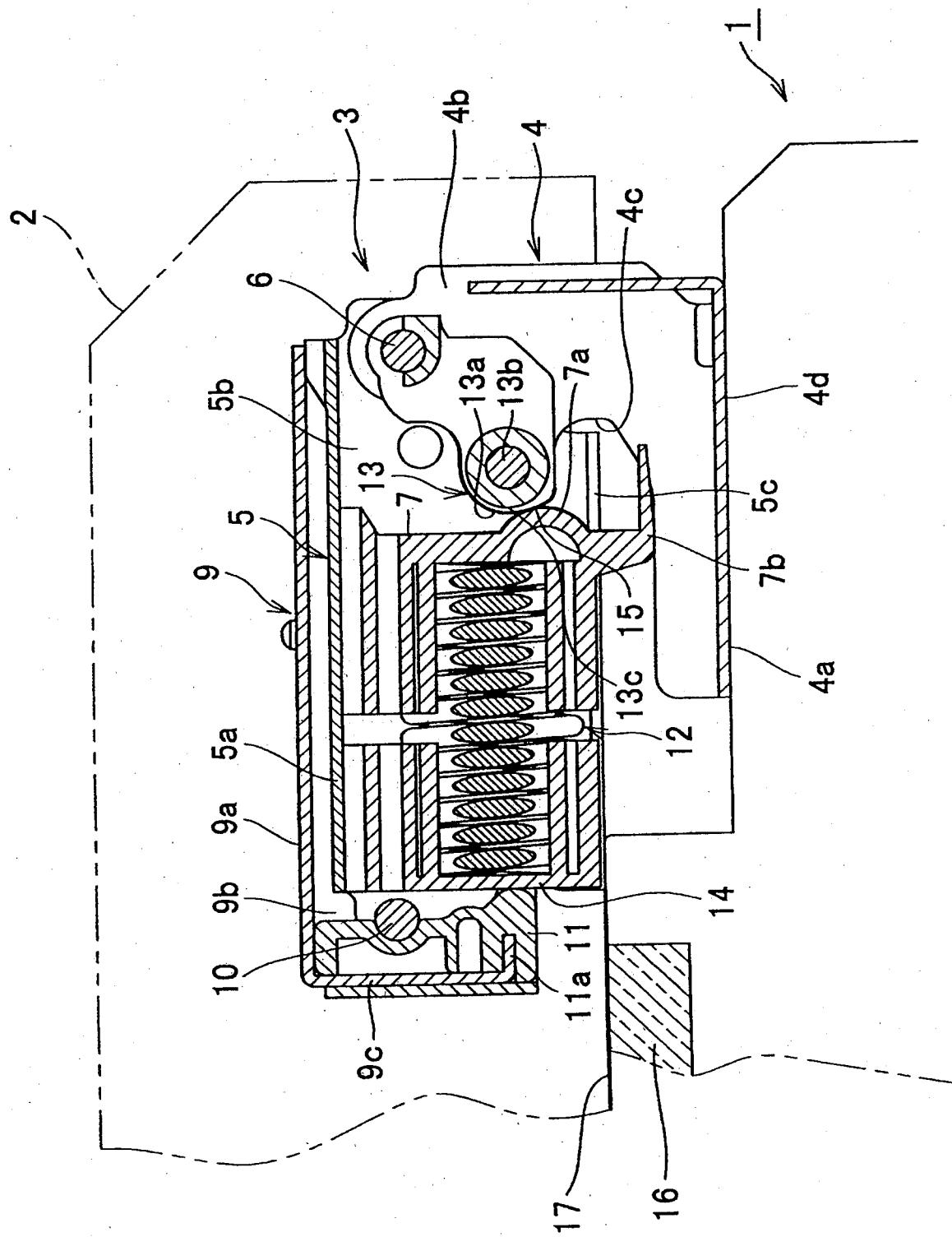
【図7】



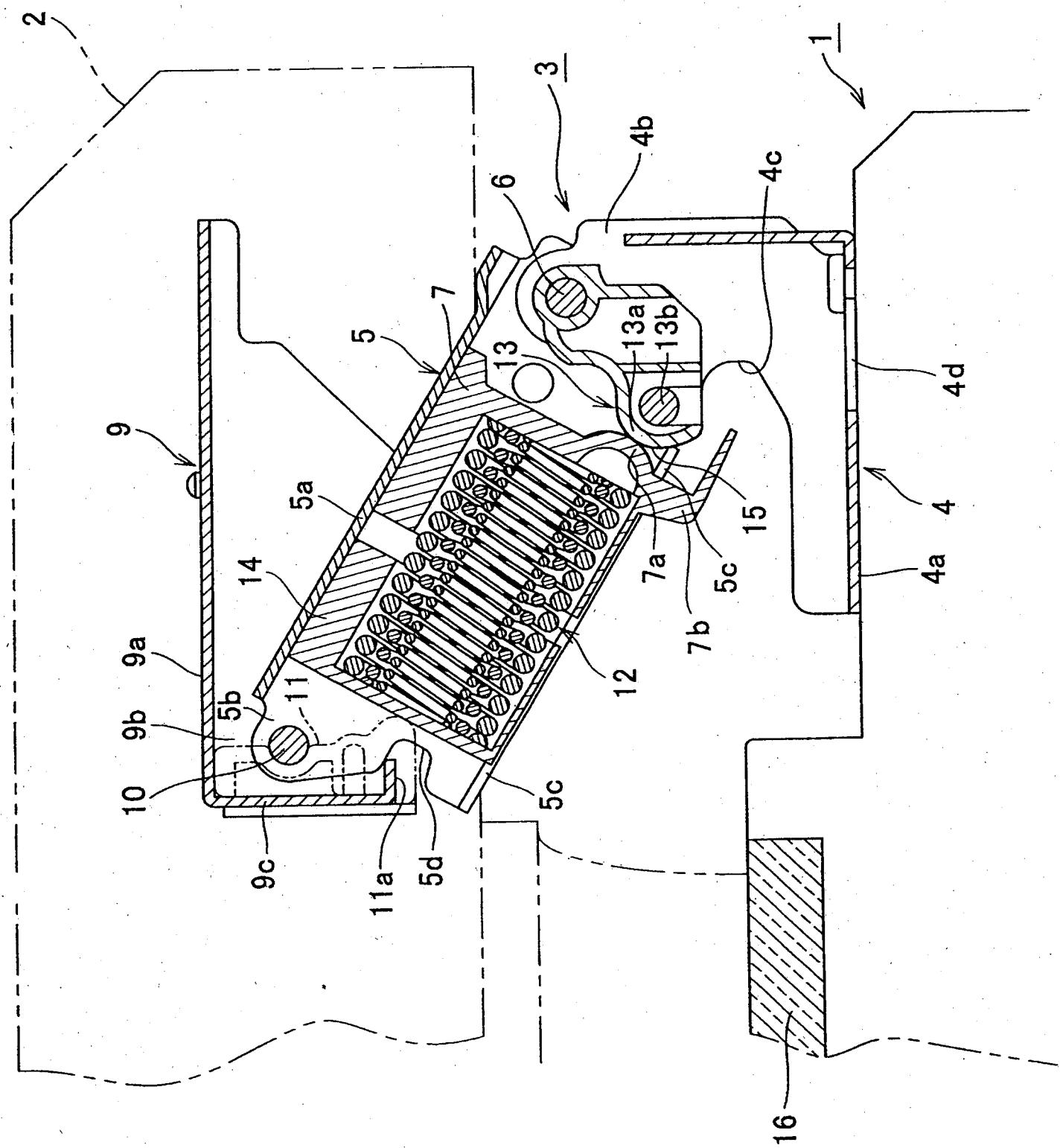
【図8】



【図9】



(図10)



## 物件目録（3）

別紙図面並びに下記構成の説明に記載した被告製品（3）に係る原稿圧着板開閉装置。

### [図面の説明]

図面は被告製品（3）を示し、図1は被告製品（3）全体の斜視図、図2は被告製品（3）を複写機へ取り付けた場合の側面図、図3は被告製品（3）の分解斜視図、図4は複写機へ取り付けた被告製品（3）の側断面図、図5は図4のA-A縦断面図、図6～図7は被告製品（3）の使用状態を示す側断面、図8は被告製品（3）を全開させた状態における正面図、図9は被告製品（3）を閉じた状態において、図8のB-B線断面方向から見た側断面図である。

### [構成の説明]

図面において、

指示記号3のものは被告製品（3）に係る、原稿圧着板開閉装置を示す。次に、指示記号4のものは取付部材であり、この取付部材4は複写機の装置本体1へ取り付けられる取付ベース4aと、この取付ベース4aの両側より立ち上げた両側板4b、4bと、この両側板4b、4bの各一側部に設けた湾曲凹部4c、4cを有している。

指示記号5のものは支持部材であり、この支持部材5は背板5aとこの背板5aの両側より折り曲げた両側板5b、5bと、この両側板5b、5bより内側へ折り曲げた抱持部5c、5cを有し、両側板5b、5bを取付部材4の両側板4b、4bへヒンジピン6を介して回動可能に連結してある。このヒンジピン6にはその一端部側に角状部6aが設けられ、この角状部6aが支持部材5の一方の側板5bに形成された角孔5dと係合することにより、ヒンジピン6は支持部材5に拘束され一体化している。

指示記号 9 のものはリフト部材であり、このリフト部材 9 は、原稿圧着板 2 を取り付ける背板 9 a と、この背板 9 a より折り曲げた両側板 9 b、9 b 及び頂板 9 c を有し、両側板 9 b、9 b を支持部材 5 の両側板 5 b、5 b の自由端側へ連結ピン（支持ピン）10 を介して支持部材 5 の回動方向とは異なる方向へ回動可能となるように軸着してある。

指示記号 11 のものは作動部材であり、リフト部材 9 の支持部材 5 に対する軸着部側であって、当該リフト部材 9 の回動時に連結ピン（支持ピン）10 を支点に旋回する位置の両側板間へ作動ピン部 11 a 及び取付ネジ 11 b、11 b を用いて取り付けられている。

指示記号 13 のものは受圧部材であり、取付部材 4 の両側板 4 b、4 b 間に取り付けられている。この受圧部材 13 はヒンジピン 6 とは異なる位置に取付ピン 13 b を介して取り付けられており、この取付ピン 13 b の外周には受圧ピン部 13 a が設けられている。

支持部材 5 の内部には、抱持部 5 c、5 c に抱えられてカム部 7 a を有するカムスライダー（スライダー）7 とスプリング受けカム部材（スライダー）14 が受圧部材 13 の受圧ピン部 13 a に当接させ、スプリング受けカム部材（スライダー）14 は、その一端側を作動部材 11 に当接させている。

さらに、リフト部材 9 と支持部材 5 の両側板 5 b、5 b 間に取り付けたヒンジピン 6 との間には、リフト部材 9 の高さを調節する調節ネジ 8 a と締付ナット 8 b から成る調節手段 8 がヒンジピン 6 を直角方向に貫通して捻子着されている。

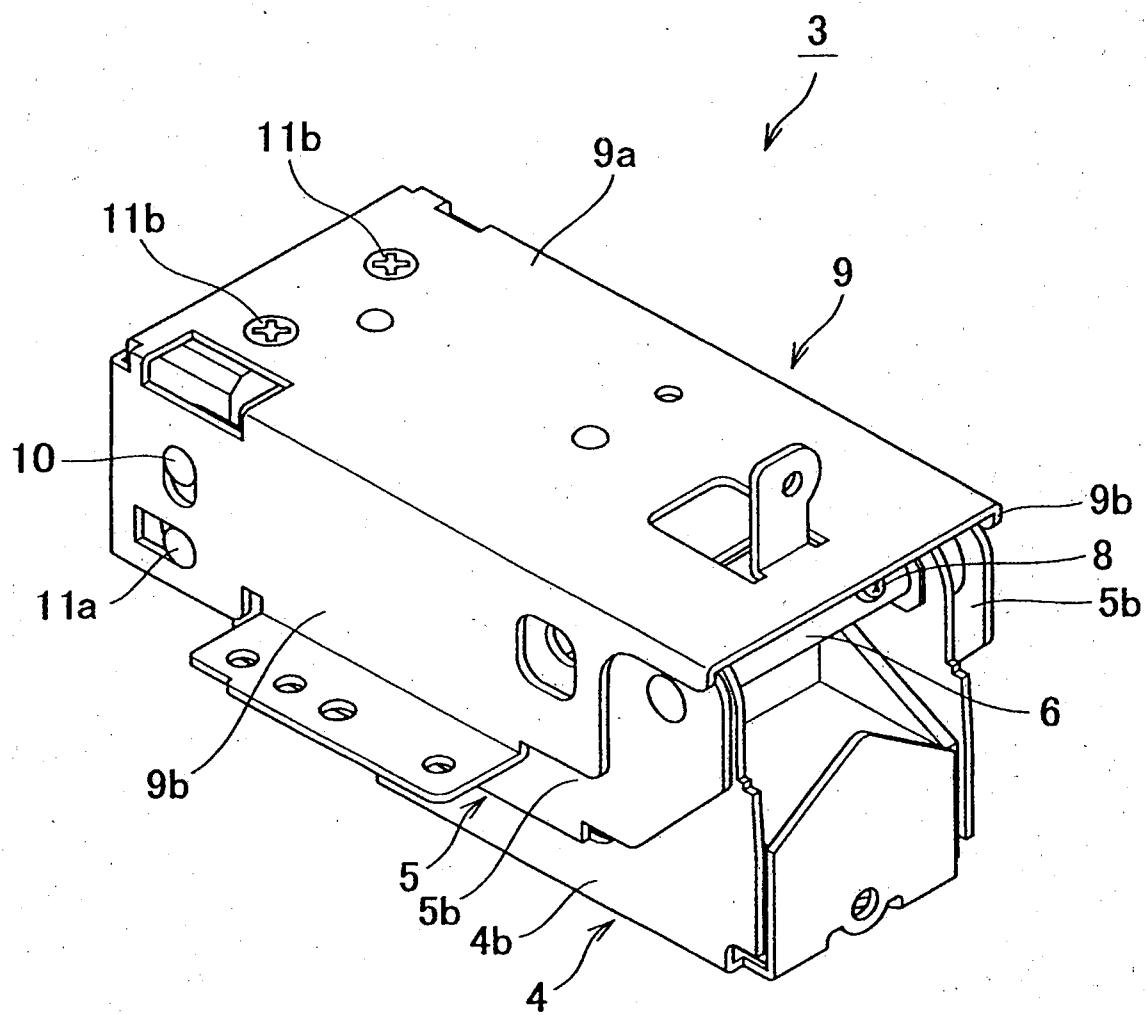
そして、カムスライダー（スライダー）7 とスプリング受けカム部材（スライダー）14 との間には、リフト部材 9 を支持部材 5 と重なり合う方向へ回動附勢させつつ、支持部材 5 を原稿圧着板 2 の開成方向へ附勢させる複数の圧縮コイルスプリング（コイルスプリング）12 が弾設されている。

さらに、カムスライダー（スライダー）7 と受圧部材 13 の受圧ピン部 13 a の間には、潤滑用グリス 15 が塗布されている。

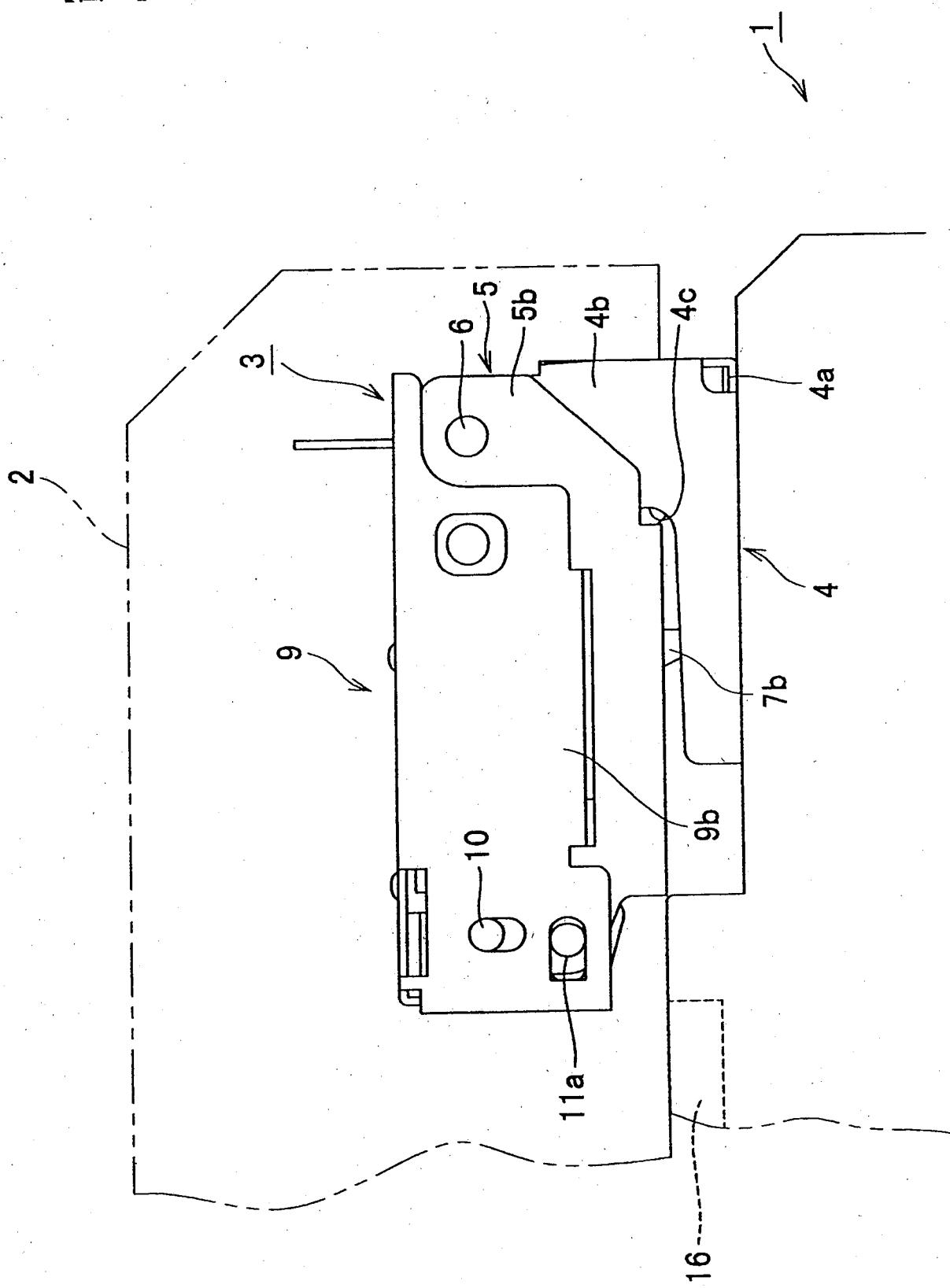
そして、図2と図4に示したように、原稿圧着板2を閉じた時には、支持部材5の抱持部5c, 5cの受圧ピン部13a側が湾曲凹部4c, 4c内へ嵌入し、図6に示したように、受圧ピン部13a側がコンタクトガラス16側へ極力露出しないように構成されている。尚、とくに図6において指示記号17で示したものは原稿(薄物)である。

そして、カムスライダー(スライダー)7に遮蔽板7bが存在しても、とくに図8に示したように、受圧ピン部13aの両側部は遮蔽板7bに覆われることなく外部に露出して露出部13c, 13cが存在している。

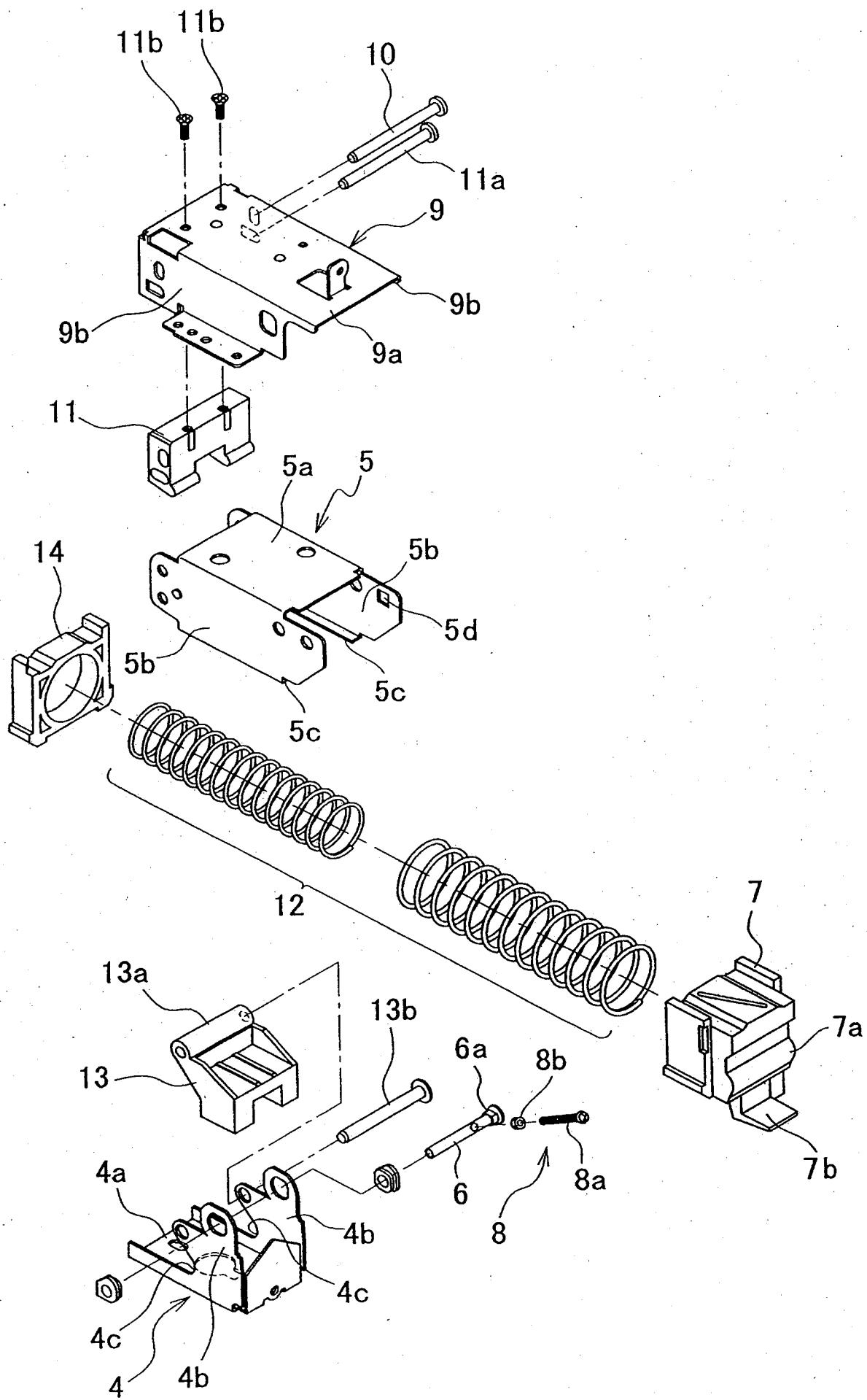
【図1】



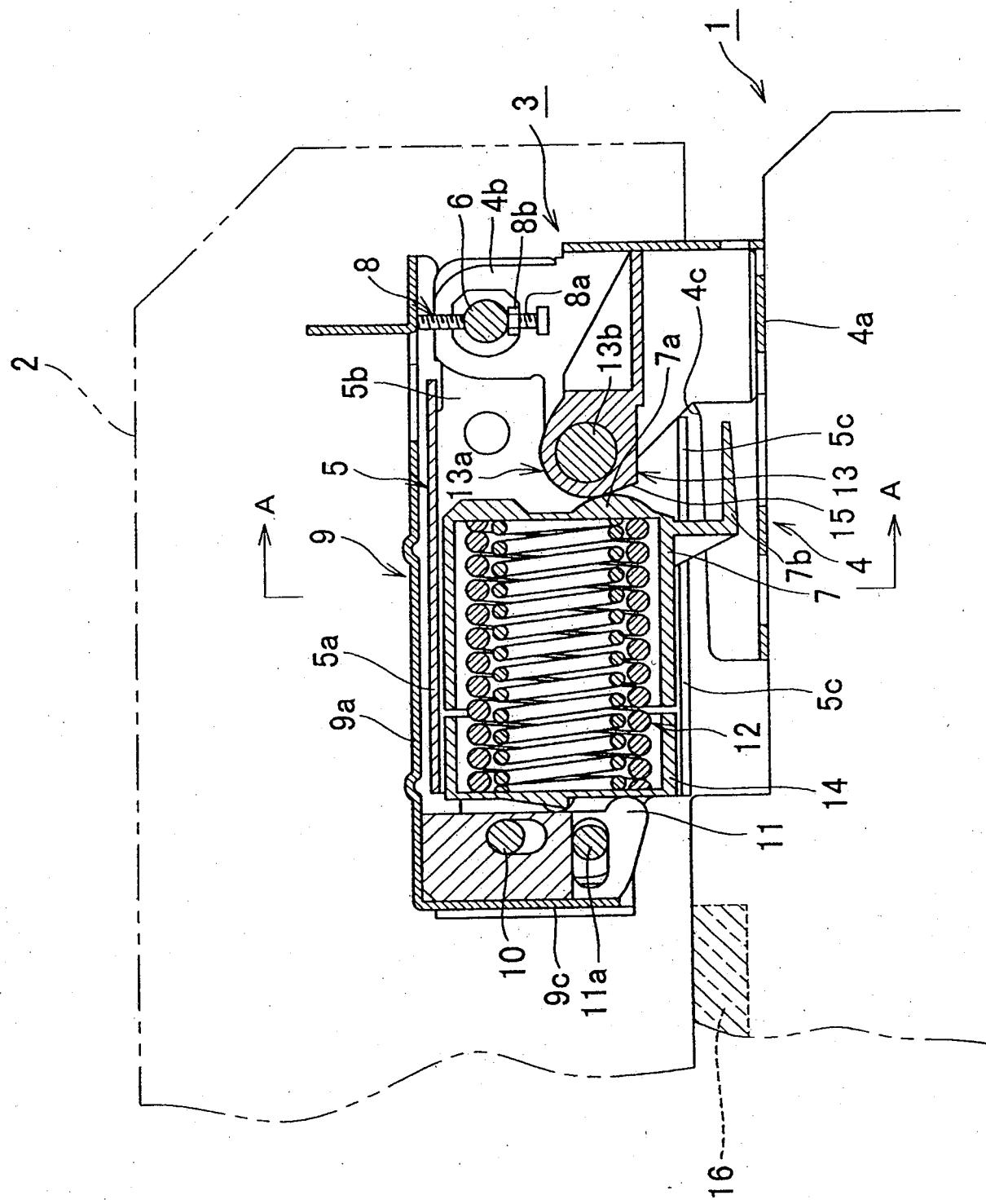
【図2】



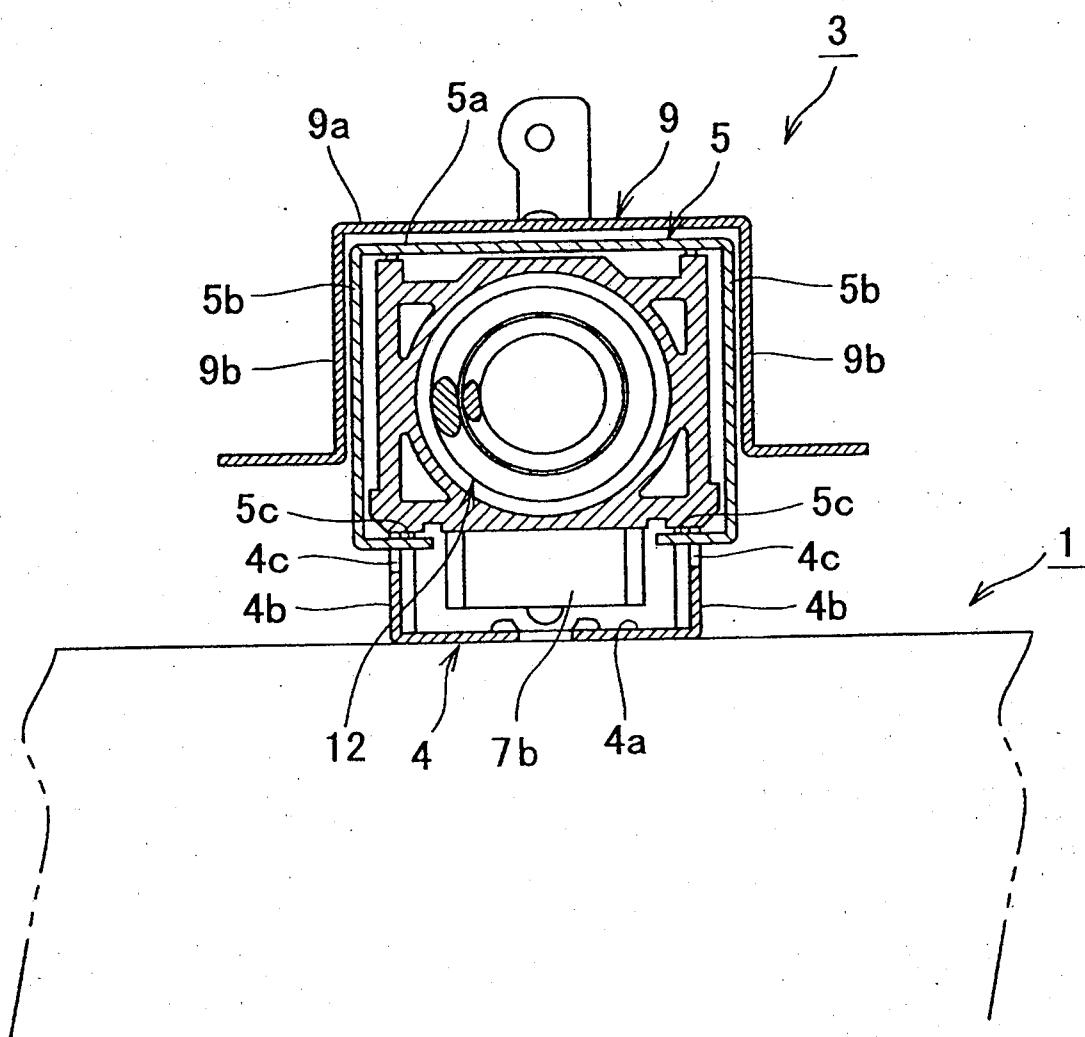
【図3】



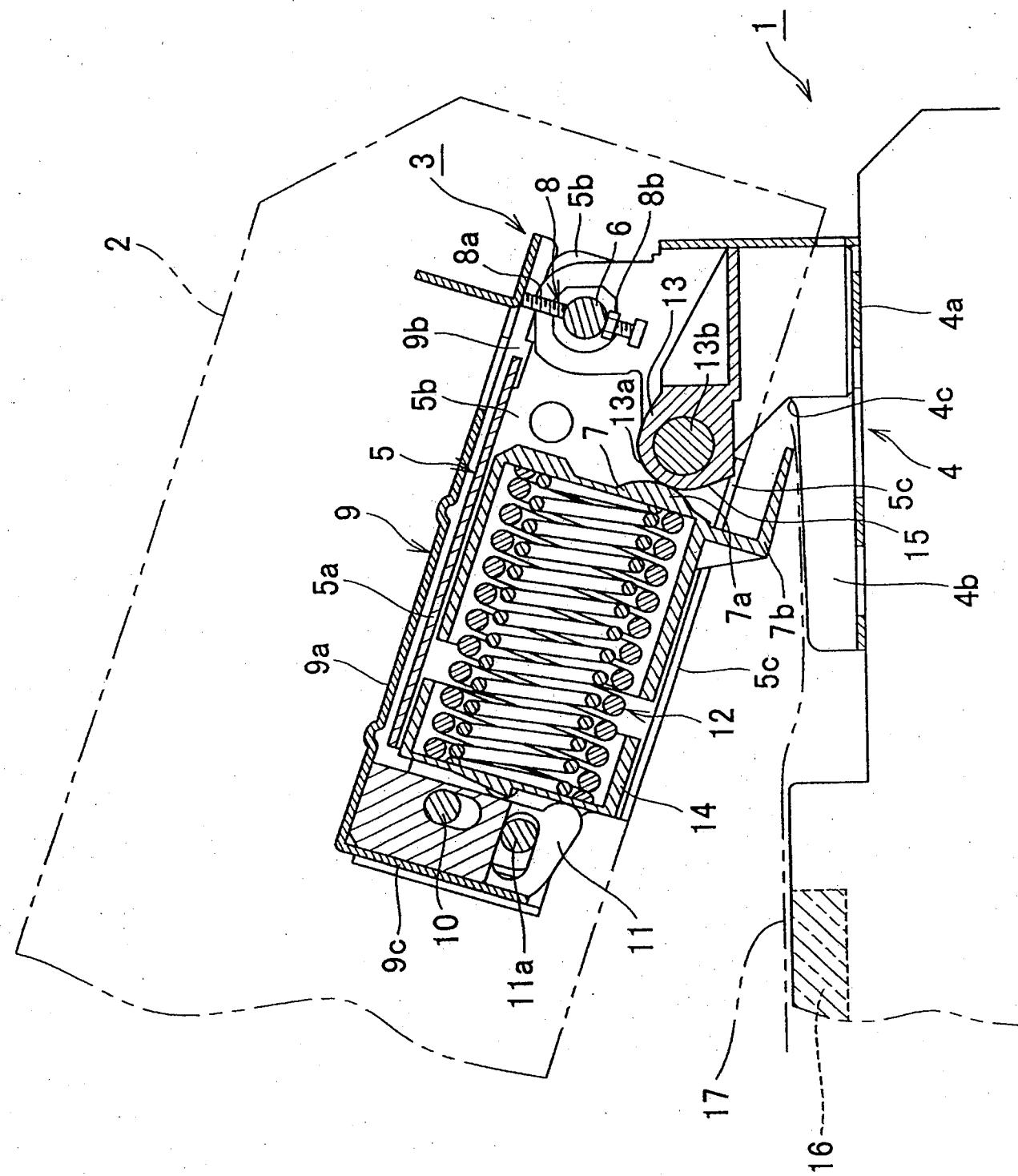
【図4】



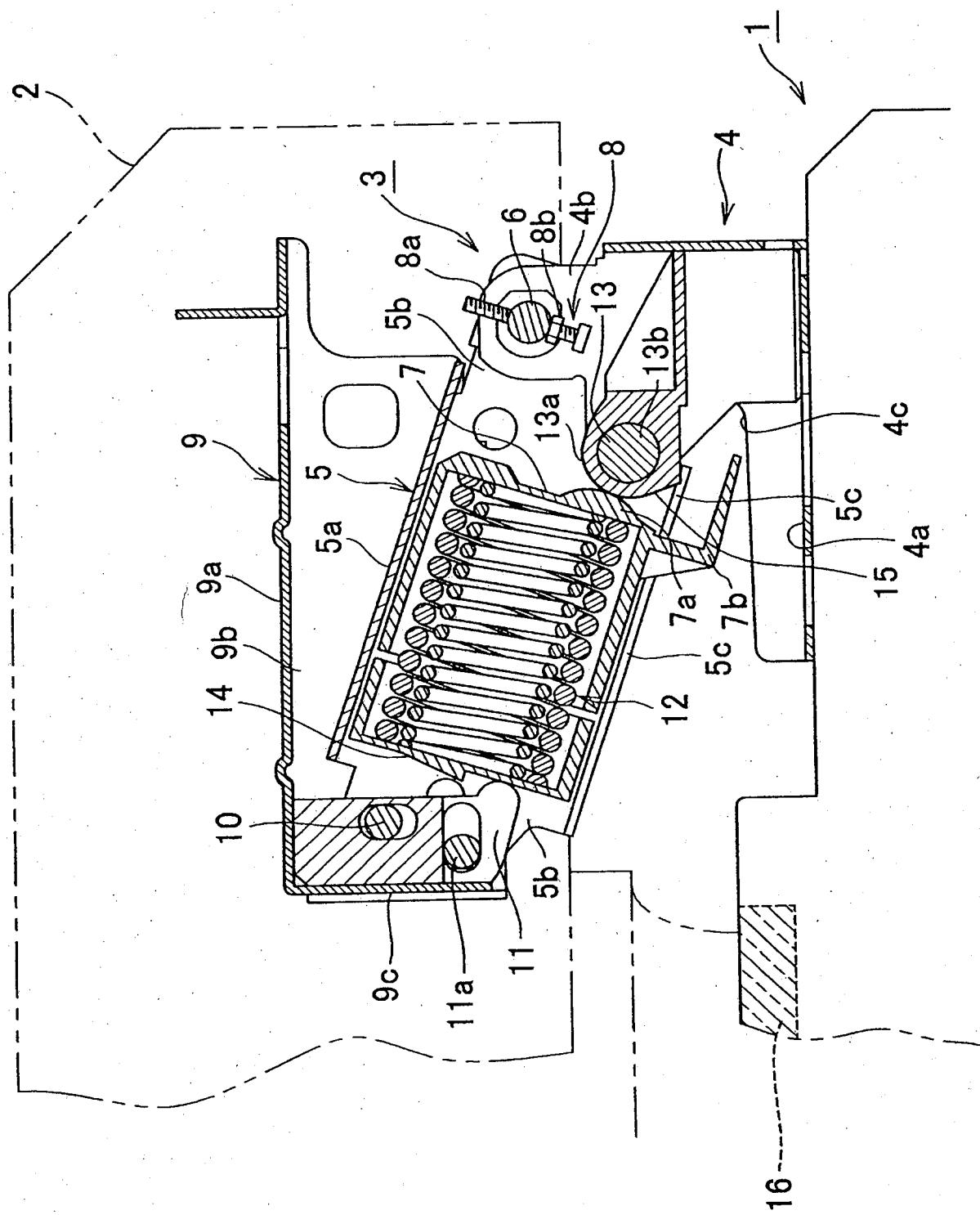
【図5】



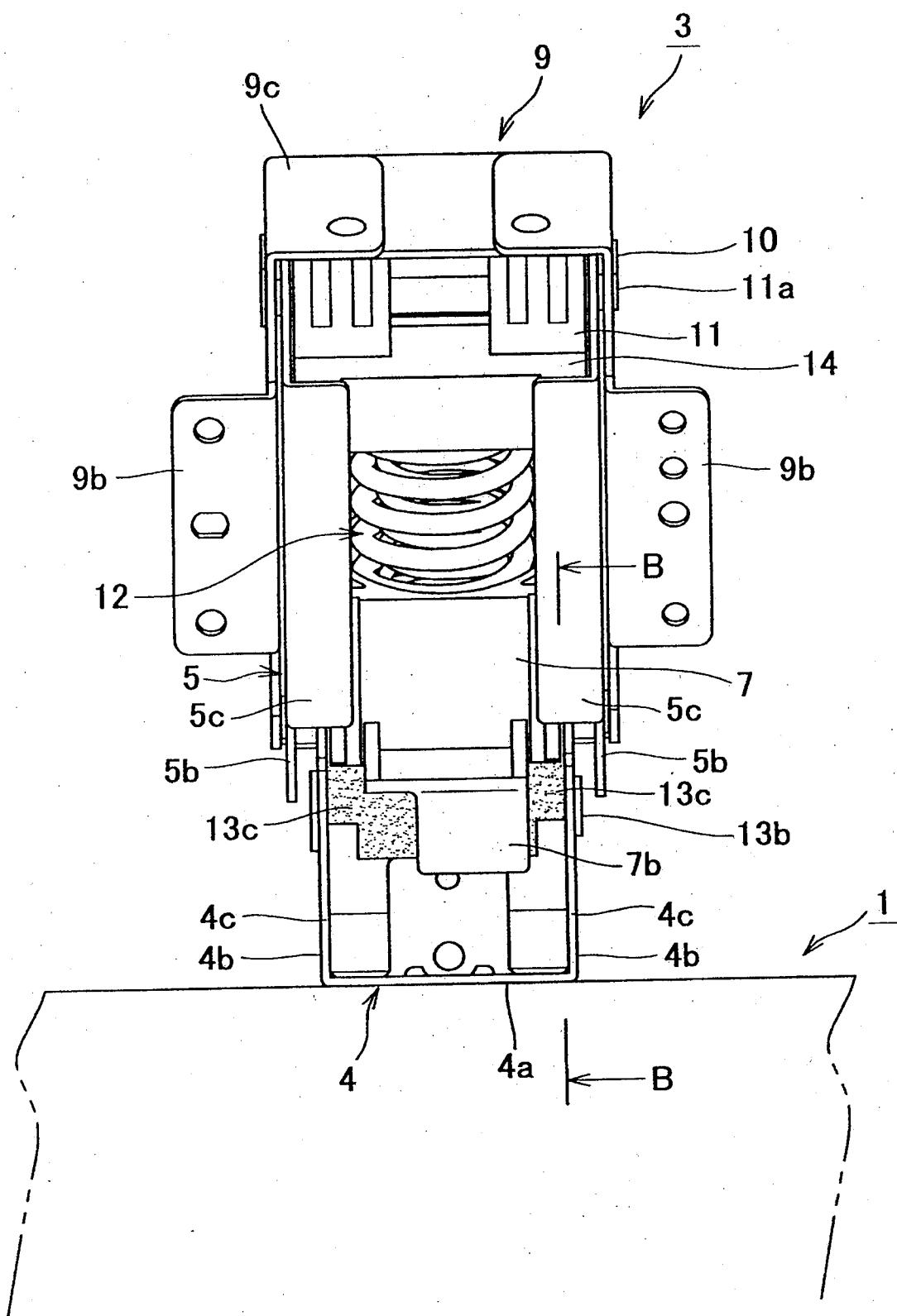
【図6】



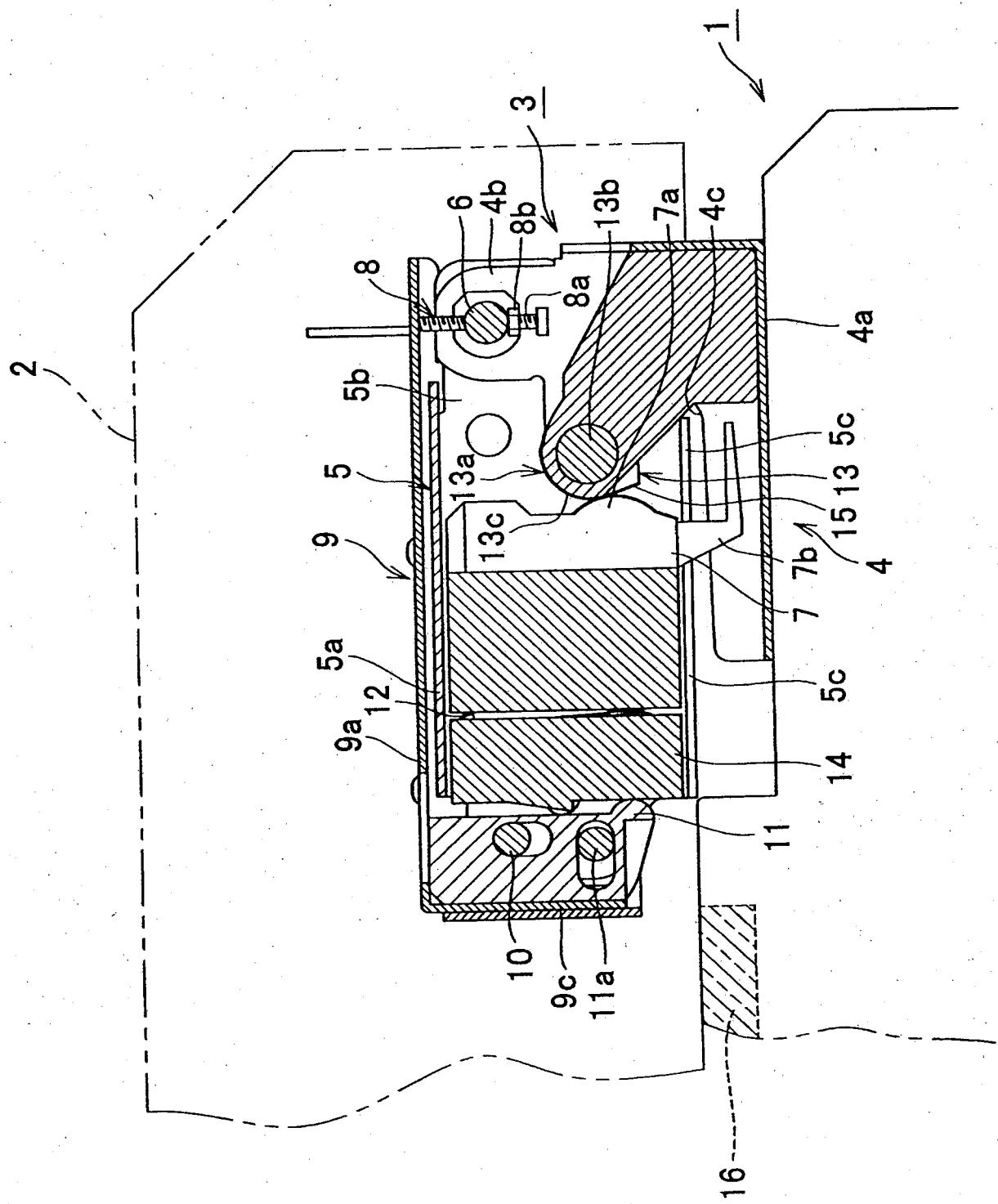
【図7】



【図8】



【図9】



## 物件目録（4）

別紙図面並びに下記構成の説明に記載された被告製品（4）に係る原稿圧着板開閉装置

### [図面の説明]

図面は被告製品（4）を示し、図1は被告製品（4）全体の斜視図、図2は被告製品（4）を複写機へ取り付けた場合の側面図、図3は被告製品（4）の分解斜視図、図4は複写機へ取り付けた被告製品（4）の側断面図、図5は図4のA-A縦断面図、図6～図7は被告製品（4）の使用状態を示す側断面図、図8は被告製品（4）を全開させた状態における正面図、図9は被告製品（4）を開じた状態において、図8のB-B線断面方向から見た側断面図である。

### [構成の説明]

図面において、

指示記号3のものは、被告製品（4）に係る、原稿圧着板開閉装置を示す。次に、指示記号4のものは取付部材であり、この取付部材4は複写機の装置本体1へ取り付けられる取付ベース4aと、この取付ベース4aの両側より立ち上げた両側板4b、4bと、この両側板4b、4bの各一側部に設けた湾曲凹部4c、4cを有している。

指示記号5のものは支持部材であり、この支持部材5は背板5aとこの背板5aの両側より折り曲げた両側板5b、5bと、この両側板5b、5bより内側へ折り曲げた抱持部5c、5cを有し、両側板5b、5bを取付部材4の両側板4b、4bへヒンジピン6を介して回動可能に連結してある。このヒンジピン6にはその一端部側に角状部6aが設けられ、この角状部6aが支持部材5の一方の側板5bに形成された角孔5dと係合することにより、ヒンジピン6は支持部材5に拘束され一体化している。

指示記号9のものはリフト部材であり、このリフト部材9は、原稿圧着板2を取り付ける背板9aと、この背板9aより折り曲げた両側板9b、9b及び頂板9cを有し、両側板9b、9bを支持部材5の両側板5b、5bの自由端側へ連結ピン（支持ピン）10を介して支持部材5の回動方向とは異なる方向へ回動可能となるように軸着してある。

指示記号11のものは作動部材であり、リフト部材9の支持部材5に対する軸着部側であって、当該リフト部材9の回動時に連結ピン（支持ピン）10を支点に旋回する位置の両側板間へ作動ピン部11a及び取付ネジ11b、11bを用いて取り付けられている。

指示記号13のものは受圧部材であり、取付部材4の両側板4b、4b間に取付ピン13bを介して取り付けられている。この受圧部材13のヒンジピン6とは異なる位置には、取付ピン13bの外周を覆って受圧ピン部13aが設けられている。

支持部材5の内部には、抱持部5c、5cに抱えられてカム部7aを有するカムスライダー（スライダー）7とスプリング受けカム部材14が摺動可能に収装されており、カムスライダー（スライダー）7は、その一端側を受圧ピン部13aに当接させ、スプリング受けカム部材（スライダー）14は、その一端側を作動部材11に当接させている。

さらに、リフト部材9と支持部材5の両側板5b、5b間に取り付けたヒンジピン6との間には、リフト部材9の高さを調節する調節ネジ8aと締付ナット8bから成る調節手段8がヒンジピン6を直角方向に貫通して捻子着されている。

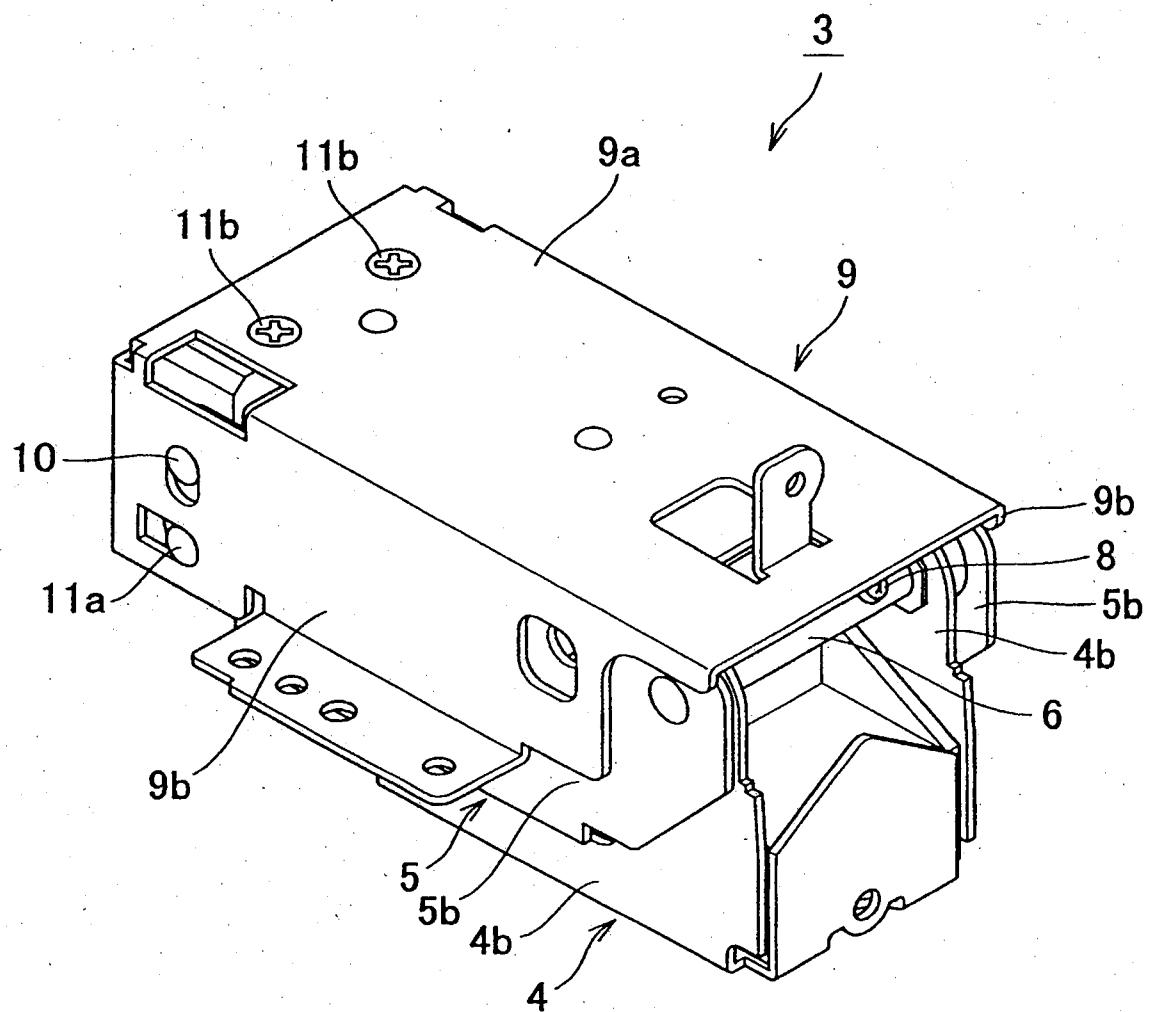
そして、カムスライダー（スライダー）7とスプリング受けカム部材14との間には、リフト部材9を支持部材5と重なり合う方向へ回動附勢させつつ、支持部材5を原稿圧着板2の開成方向へ附勢させる1本の圧縮コイルスプリング（コイルスプリング）12が弾設されている。

さらに、カムスライダー（スライダー）7と受圧部材13の受圧ピン部13aとの間には、潤滑用グリス15が塗布されている。

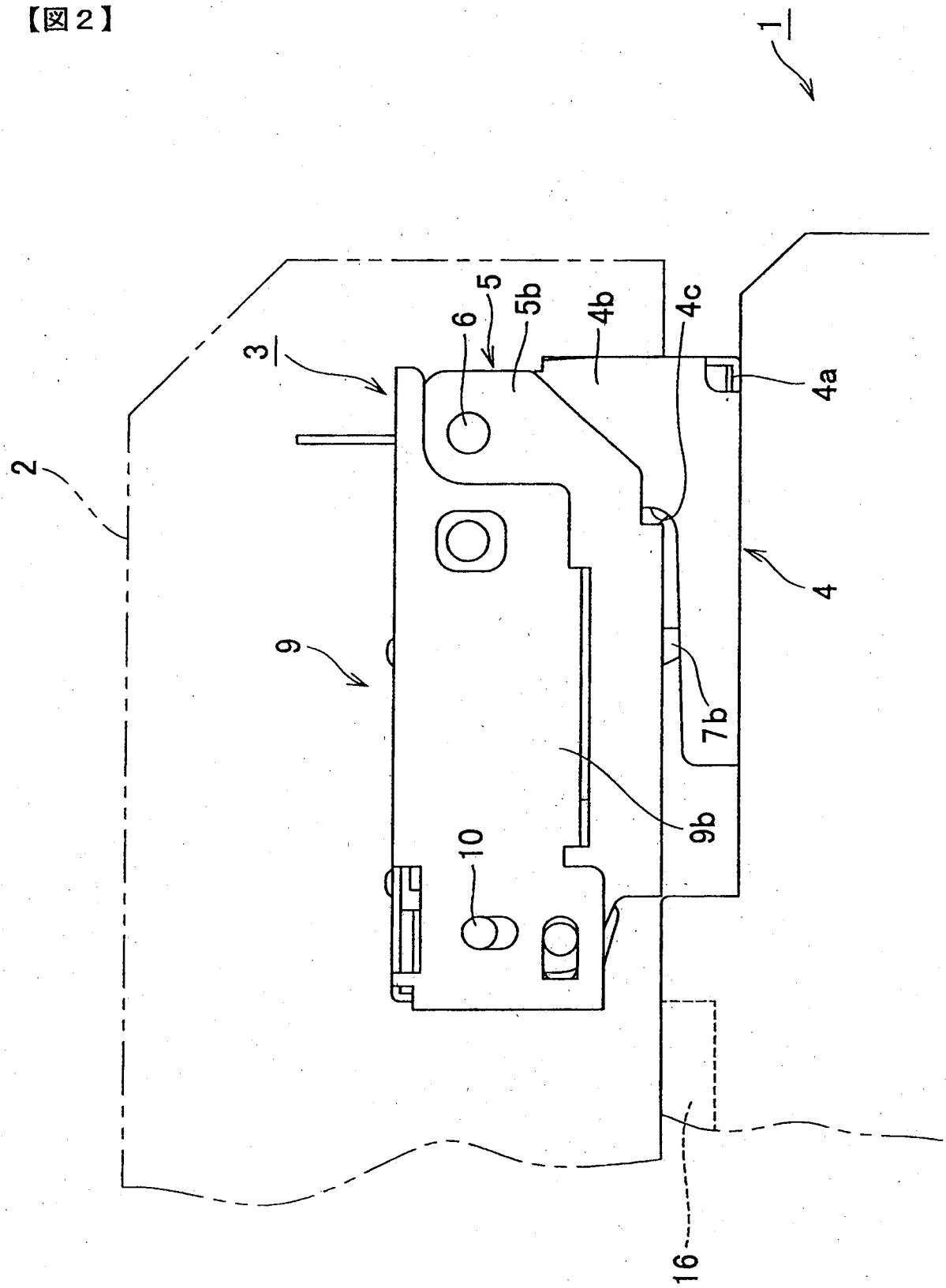
そして、図2と図4に示したように、原稿圧着板2を閉じた時には、支持部材5の抱持部5c、5cの受圧ピン部13a側が湾曲凹部4c、4c内へ嵌入し、図6に示したように、受圧ピン部13a側がコンタクトガラス16側へ極力露出しないように構成されている。尚、とくに図6において指示記号17で示したものは原稿（薄物）である。

そして、カムスライダー（スライダー）7に遮蔽板7bが存在しても、とくに図8に示したように、受圧ピン部13aの両側部は遮蔽板7bに覆われることなく外部に露出して露出部13c、13cが存在している。

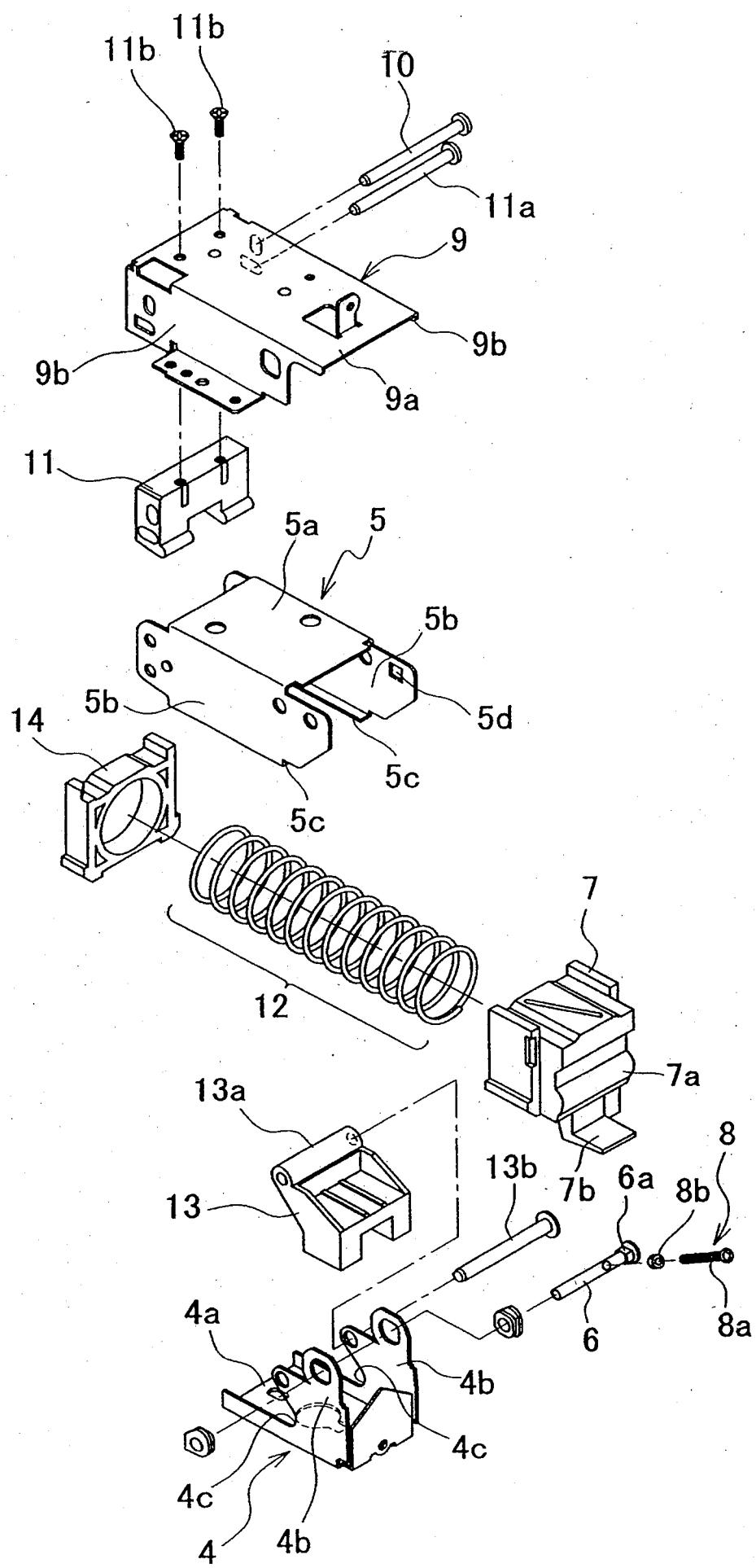
【図1】



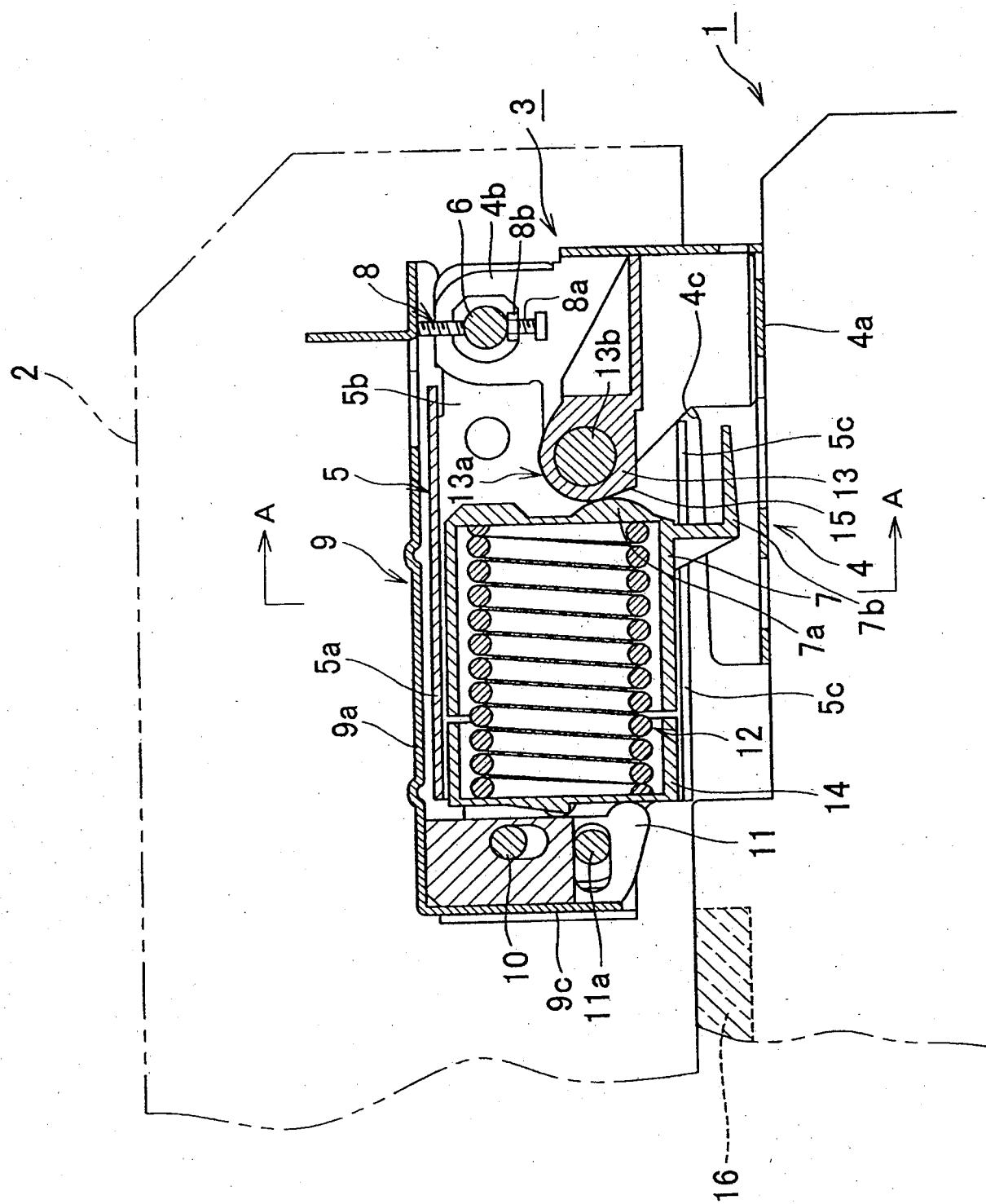
【図2】



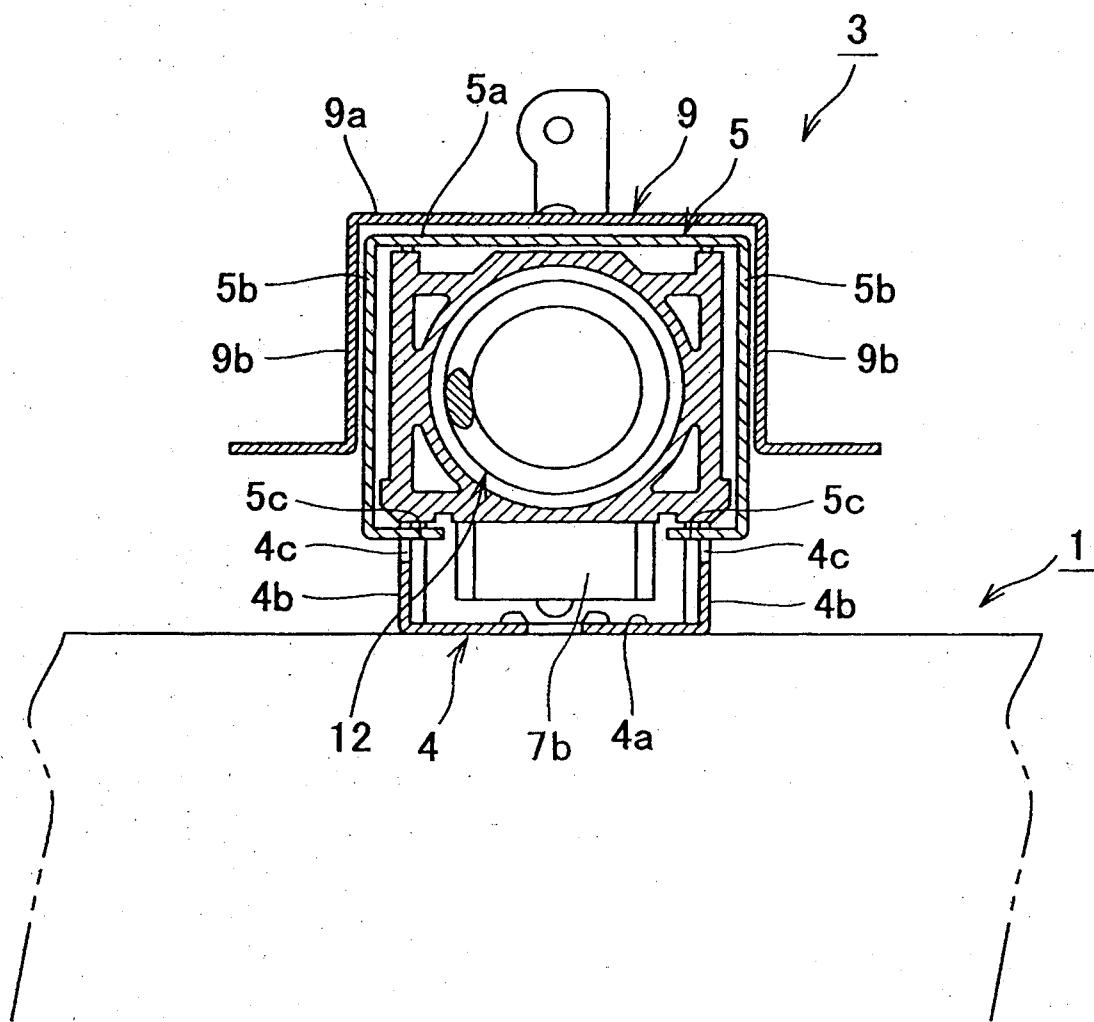
【図3】



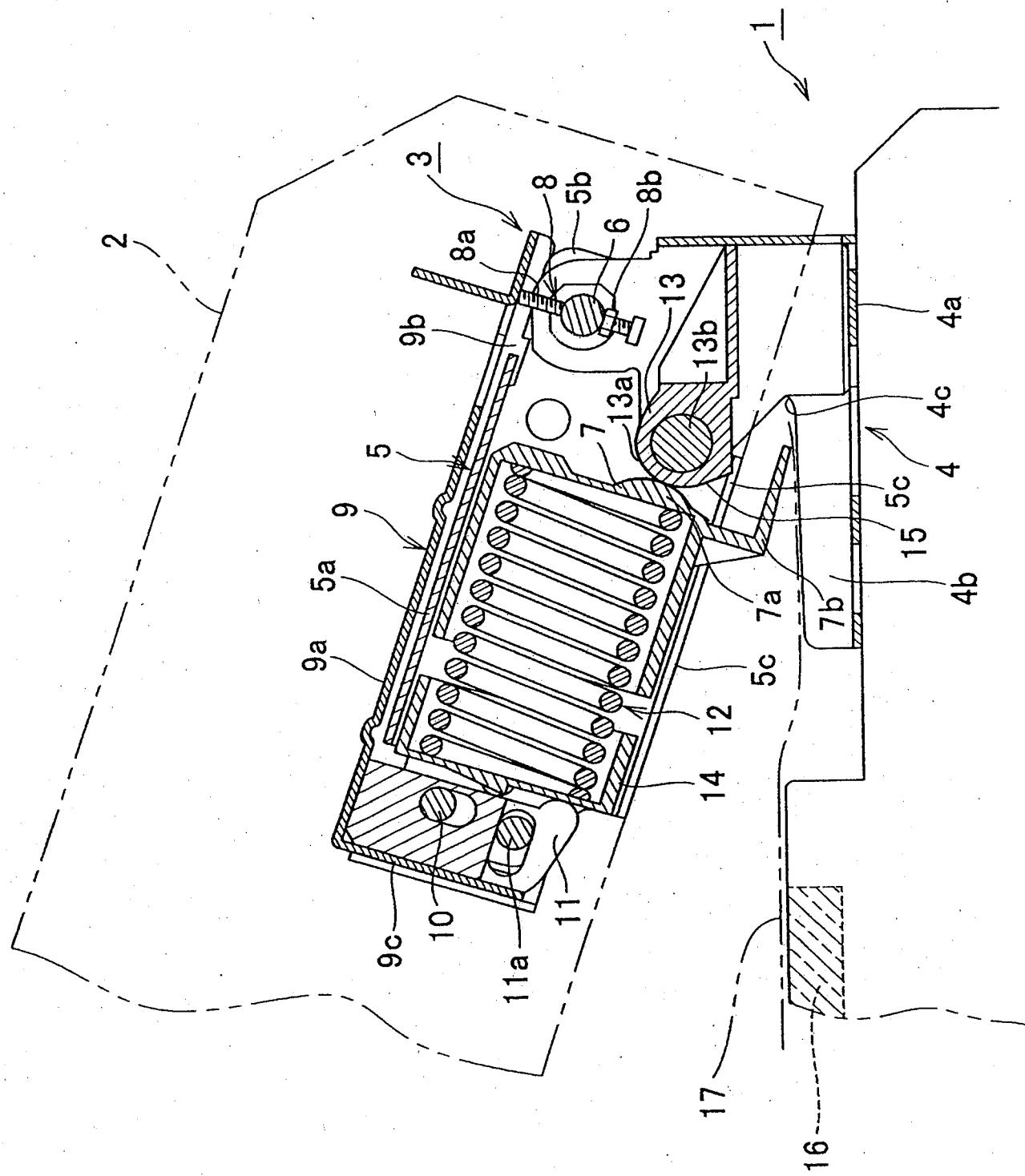
【図4】



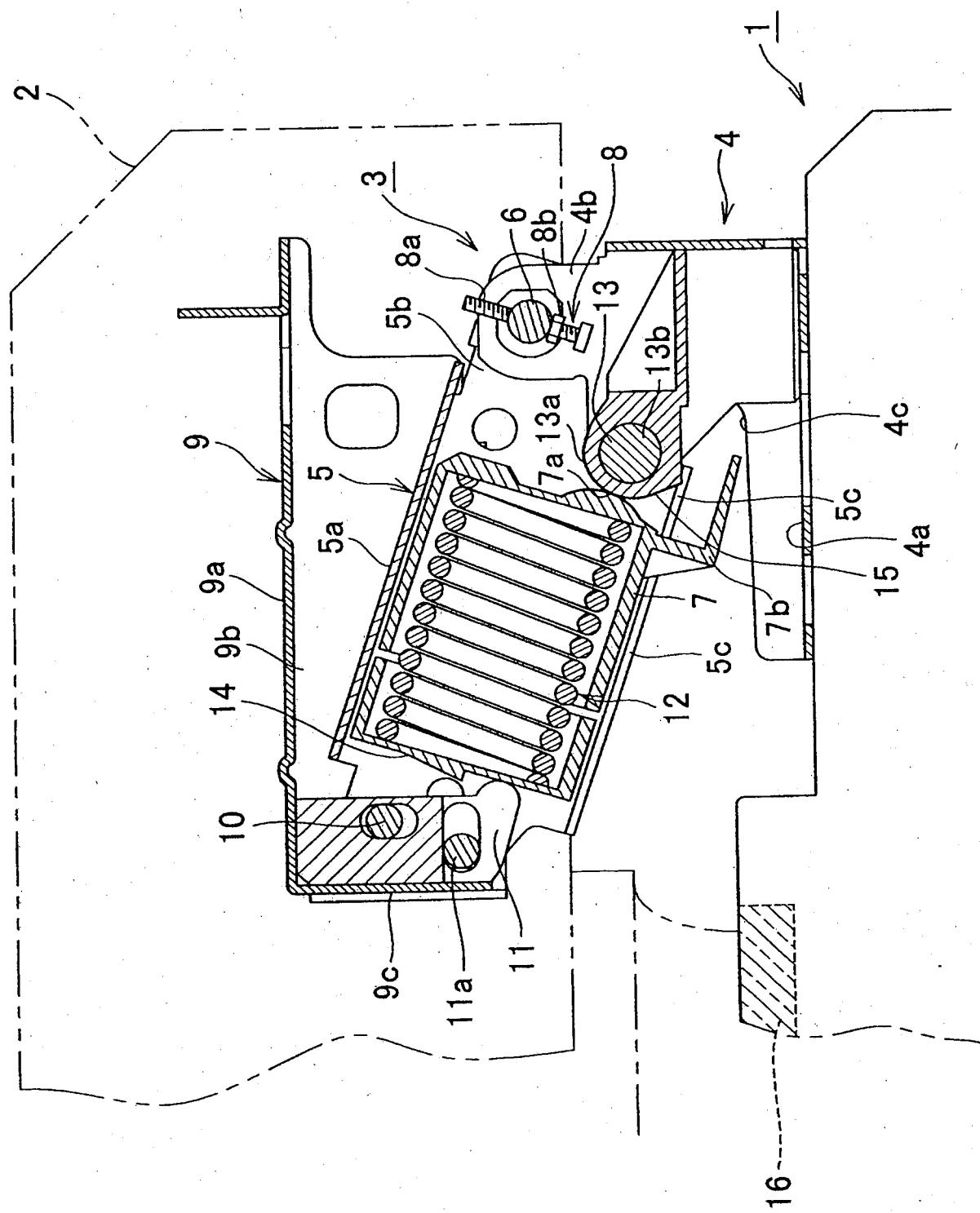
【図5】



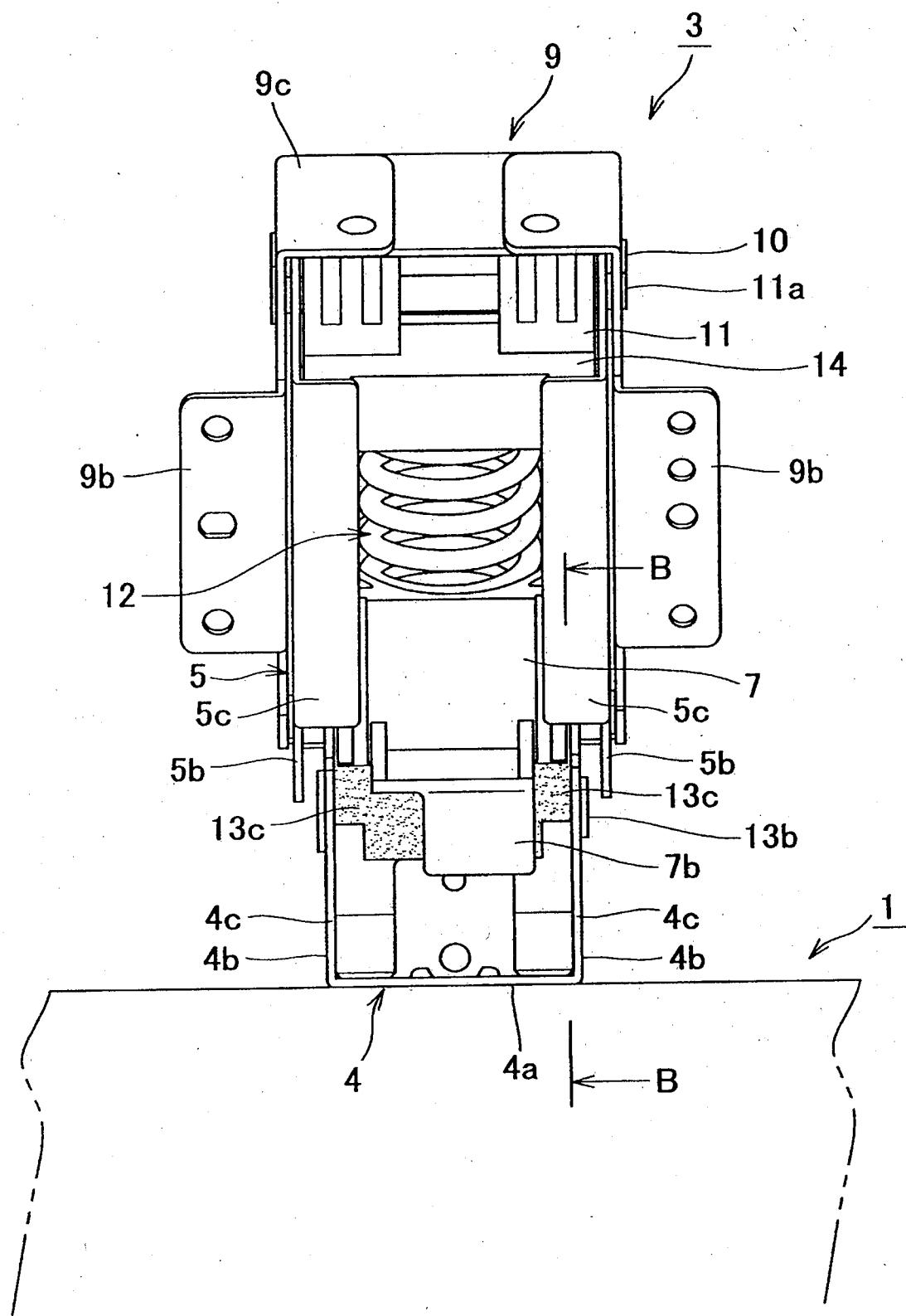
【図6】



【図7】



【図8】



【図9】

